

副 本

平成 22 年（行コ）第 47 号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越 啓雄 外 47 名

被控訴人 千葉県知事 外 2 名

準 備 書 面 (12)

6
平成 25 年 3 月 25 日


東京高等裁判所第 22 民事部 御中

被控訴人千葉県知事外 2 名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被控訴人千葉県知事外 2 名指定代理人

大瀧 章 裕

藤崎 啓 司



被控訴人千葉県知事指定代理人

岩船 保



森川 陽一



東山 和 弥



山口 浩



古谷野 克己



大西 敬 彰



佐藤 通夫



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

宇 内 光太郎



大野木 英 司



熊 谷 岳 志



中 村 敏 親



被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

座 間 勝



青 山 勇



橋 本 敏 明



土 屋 直 隆



はじめに

——本件は法律問題で結着させるべき事案であること · · · · · 6

第1部 利水に関する主張について	9
第1 控訴人準備書面（16）について	9
1 千葉県企業庁の工業用水道事業	10
(1) 千葉関連4地区工業用水道における効率的水運用について	10
(2) 東葛地区及び葛南地区工業用水道の事業統合について	14
(3) 横浜市の事業統合について	15
2 利用量率	16
3 契約水量	17
(1) 契約水量の変更可能性について	17
(2) 二部料金制度導入について	19
第2 島津暉之の意見について	20
1 千葉県工業用水道の水需給	20
2 千葉県営水道の水需給	23
第2部 治水に関する主張について	32
第1 控訴人準備書面（17）第1部第1の1、同（18）について	33
1 治水調査会利根川小委員会議事録と治水調査会利根川委員会議事 録について	33
2 八斗島地点とその下流の川俣地点の観測流量について	35
3 東京新聞の報道について	39
第2 控訴人準備書面（17）第1部第1の2～8、第2の1について	44
1 カスリーン台風の再来で2万2000m ³ /秒の大洪水が来襲す るとの広報について	44
2 基本高水のピーク流量を1万7000m ³ /秒から2万2000	

m^3 ／秒に増加させた際の説明について	45
3 森林の保水力について	46
4 さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答について	48
5 基本高水の計算の前提条件である河道断面について	49
6 「2万2000トンありき」の検討－馬淵大臣の謝罪という主張について	49
7 利根川の整備状況と現況の流下能力について	51
8 ハッ場ダムの治水効果が下流に行くほど減衰するという主張について	52
第3 控訴人準備書面（17）第1部第2の2について	54
1 ハッ場ダム建設事業の検証におけるハッ場ダムを含む治水対策案とハッ場ダムを含まない4つの治水対策案の事業費比較について	54
2 ハッ場ダムの洪水調節効果量について	54
3 八斗島地点の流量の取り扱いについて	55
第4 控訴人準備書面（17）第1部第2の3について	56
1 「非現実的な洪水流量を想定していること」について	57
2 「過大な洪水被害額を想定していること」について	59
3 「堤防高のスライドダウン評価による流下能力の過小評価」について	60
4 「想定破堤地点と氾濫開始流量想定地点を変える奇妙な計算」について	60
5 「上流側ブロックと下流側ブロックが同時氾濫していること」について	61
6 「まとめ」について	61
第5 大熊孝の意見について	62
1 カスリーン台風時の実績流量と八斗島上流域での氾濫について	62
2 東大モデルについて	66
3 ハッ場ダムが完成したとしても様々な問題があることについて	69

4 貯留閑数法について	73
5 千葉県にとってのハッ場ダムの効果について	77
 第3部 地すべり等に関する主張について	78
第1 控訴人準備書面（17）第2部について	78
1 ダム貯水池周辺の地すべり調査	78
2 ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり 対策工	79
(1) 川原畠二社平地区について	79
(2) 林勝沼地区について	79
(3) 横壁白岩沢右岸地区について	80
(4) 横壁小倉（西久保）地区について	80
3 大滝ダムの現在の状況	81
4 ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における地すべり対策	81
(1) 地すべり地形等の抽出について	81
(2) 地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について	81
(3) 地すべり対策施設における地震対策について	81
5 まとめ	82
第2 控訴人準備書面（17）第3部について	83
 補 足	83
別 紙	86

はじめに

——本件は法律問題で結着させるべき事案であること

1 控訴人らの利水（水道用水、工業用水）に関する主張は、被控訴人千葉県水道局長等（専決権者を含む。）の財務会計行為（建設費負担金の国庫への納付等）の適否とどのように関連するのかを一切明らかにすることなく、一方的に、しかも失当な主張を羅列するだけのものであって、およそ法律論としての体をしていない。

また、控訴人らの治水に関する主張も、地すべり等に関する主張を含め、被控訴人千葉県知事（専決権者を含む。）の財務会計行為（受益者負担金の国庫への納付）の適否との関連を一切示しておらず、上記と全く同様のものである。

2 ところで、被控訴人千葉県水道局長等の利水に関する建設費負担金の国庫への納付が違法となるのは、国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵が存しそれが違法無効の場合（水特法負担金及び基金負担金の支出は、水特法協定書及び基金協定書等が無効であるか又は無効でないものの取消権、解除権を有し若しくは解消し得る特殊な事情がある場合）に限られるが（被控訴人ら準備書面（9）、同（11）、同（11）－2ご参照）、建設費負担金の負担は、千葉県水道局等において利水上の必要性があることを要件とするものではなく、八ッ場ダムの建設に関する基本計画においてダム使用権の設定予定者の地位にあることに基づくものであって、いくら千葉県水道局等にとって八ッ場ダムは利水上必要性がないと言ってみても、主張自体失当の無意味な主張でしかない。

さらに、水道用水等の水源に余裕（水余り）があるから被控訴人千葉県知事は八ッ場ダム使用権の設定申請を取り下げなければならず、それをせずに千葉県水道局長等が漫然と建設費負担金を国庫へ納付したのは違法だというような見解（本件の原審のほか、東京都控訴審判決も「余地がある」としつつ同旨での枠組を設定している。）は、仮に申請を取り下げなければならない状況にあつ

たとしても、それだけで当然に国土交通大臣の納付の通知が違法無効となるものではないため（取下げのためには法定の手続を踏まなければならぬ。）、失当の見解といわざるを得ない。しかも、このような見解は、最高裁（H 4・12・15 民集 46・9・2753）のいう「（財務会計行為が違法となるのは、当該行為に）先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」とする趣旨やそこでいう「原因行為」の意義を正解したものではない上（被控訴人ら準備書面（9）7・8頁、同（11）10頁、同（11）-2ご参照）、ダム使用権の設定申請の取下げのいかんは水道行政全般に関わる知事、議會議員等の政策判断事項であって、財務会計担当者が一存で、あるいは単に千葉県の住民というだけで何の正当性もない48名の住民がその適否を左右できるようなものではないのであり、その点でも失当の見解といわざるを得ない（仮に直接請求でこの点を問題とするのならば、地方自治法75条の事務監査請求によることになる。）。

本件は、控訴人らの利水に関する主張によって（仮にその主張が認められるとしても）、被控訴人千葉県水道局長等の建設費負担金の国庫への納付等が違法となることはそもそもあり得ないのであって、控訴人らの利水に関する主張はすべて主張自体失当のものと断言できる。

3 また、被控訴人千葉県知事の治水に関する受益者負担金の国庫への納付が違法となるのは、前記同様に国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵が存しそれが違法無効の場合に限られるが、控訴人らが羅列する主張によつても、そのような瑕疵があるとはいえず、主張自体失当であることは明らかである。

すなわち、治水に関し控訴人らの主張する基本高水のピーク流量等の問題はすぐれて河川工学等の専門分野に属する問題であつて、仮にそこに瑕疵があつたとしても、千葉県を含む1都5県にとって一見して明白なものではなく、また、控訴人らの主張する地すべりの危険性等の問題は技術的に解決できる問題

である上、このような現地の地質等の問題が1都5県にとって明白性を欠くことも自明であるため、控訴人らの治水等に関する主張によって、国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵があるとはいえないからである。

本件は、控訴人らの治水等に関する主張によって（仮にその主張が認められるとしても）、被控訴人千葉県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となることはそもそもあり得ないのであって、控訴人らの主張はすべて主張自体失当のものと断言できる。

4 なお、本件に関連する東京都控訴審判決は、建設費負担金と受益者負担金の両者の国土交通大臣の納付の通知について、これを原因行為ととらえ、「原因行為について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるとき」という基準を設定して、当該通知にこのような瑕疵が存するか否かについて実体判断に入っているが、(i) このような基準は用いられる場面の異なる2つの基準を無理につなぎ合わせたものであること、(ii) 処分自体に存する瑕疵と財務会計行為者からみた瑕疵とを混同していること、(iii) 処分により財務会計行為が義務付けられているのに財務会計行為者において予算執行の適正確保の見地から当該財務会計行為を行うことの可否を左右できるはずがないこと、(iv) 処分が金銭の納付に係るものに限って重大かつ明白な瑕疵という処分の無効要件を特に緩和しなければならない理由はないこと、(v) このような基準を設定すると、以下の5に述べるような不合理が生ずることなど、批判に耐えられるようなものはない（被控訴人準備書面(11)、同(11)-2ご参照）。

そのため、このような無効要件を緩和して実体判断に踏み込むことは適切ではない。

5 本件において、仮に利水問題・治水問題について実体に踏み込んでご判断をされるということになると、国民（本件では1都5県の都県民）でありさえすれば、たとえ1人であっても（本件では619万千葉県民のうち48名）、また、

訴えの利益等法律上の利害関係が全くなくとも（48名の法律上の利害関係は皆無である。）、さらには、第三者の法律上の利益を害することになっても（現地住民や利根川沿川住民は八ッ場ダムの早期建設を強く望んでいる。）、国の実施する事業（八ッ場ダム建設事業）等を俎上に乗せて訴訟でその内容の適否を争うことができるということになるが、このような誇大妄想的な非常識な訴訟が許容されてよいはずがなく、このことは、法律家ならずとも何人からみても自明のことであろう。本件の原審（乙398号証の1・2の東京地裁判決の影響を強く受けていると思われる。）や東京都控訴審判決の実体に踏み込んだご判断は、結果的にこのような奇怪な訴訟を許容するものとなっているのであり、東京都側から然るべき主張がなされていなかったのかもしれないが、大いに問題があると評さざるを得ない。

本件の住民訴訟は、治水関係の先例である乙321号証程度のご判断で十分なはずである。

6 このように本件は法律問題で結着させるべき事案といえるが、他方で被控訴人らは、本件の八ッ場ダム建設事業が政権交代に伴い大きな政治問題となつたこと等から、実体についても参考として詳しく説明（反論）して来ており、そこで、以下、説明未了の控訴人らの主張に対し説明（反論）することとする。第1部において控訴人らの準備書面（16）の利水（工業用水道）の主張等に対し、第2部において控訴人らの準備書面（17）、同（18）の治水に関する主張等に対し、第3部において控訴人らの準備書面（17）の地すべり等に関する主張に対し（いずれも多くは従前の主張の繰り返しである。）、説明する。

第1部 利水に関する主張について

第1 控訴人準備書面（16）について

「はじめに」に述べたように、控訴人らの利水上の必要性に関する主張

は、ダム使用権の設定申請の取下げについての主張を含め、国土交通大臣の納付の通知や千葉県水道局長等の建設費負担金の国庫への納付の適否とは関係がなく（水特法負担金等の支出に関しても同様である。）、主張自体失当の主張である。

しかし、被控訴人らは、これまで準備書面（1）、同（2）、同（4）、同（5）及び同（6）において、控訴人らの主張に対し参考説明（反論）をしてきているため、従前の扱いに従い、以下説明未了の控訴人準備書面（16）について反論を兼ねて以下説明する。

1 千葉県企業庁の工業用水道事業

控訴人らは、千葉県企業庁の工業用水道が八ッ場ダムを利水上必要とする論拠のうち、①千葉関連4地区工業用水道（千葉地区工業用水道、五井姉崎地区工業用水道、五井市原地区工業用水道及び房総臨海地区工業用水道の総称。以下「千葉関連4地区」という。）の管網を利用した『効率的水運用』、②「工業用水道施設設計指針」（社団法人工業用水協会発行）に基づき設定している『利用量率』、③工業用水道受水企業からの給水申し込みによる『契約水量』の3点に問題点を絞っているようなので、以下この3点に関しこれまでの主張を整理して説明する。

（1）千葉関連4地区工業用水道における効率的水運用について

千葉県企業庁では、平成20年3月に今後10年間を見据えた工業用水道事業のあるべき姿の実現を目指して「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」（乙444号証。以下「工水長期ビジョン」という。）を策定し、これと同時に工水長期ビジョンの行動計画として、平成20年度から平成24年度までの5年間を対象とした「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（乙445号証。以下「工水中期経営計画」という。）を策定した。その中で、経営基盤の強化

を目的とした経営健全化に向けた取り組みの一つとして、末端の管路が相互に接続されていて地区間の水運用が可能である千葉関連4地区において、各地区でそれぞれ水源を確保することを前提に、経費の削減を目指して、平成23年度から効率的水運用を開始することを計画していた。

「工水長期ビジョン」(乙444号証11頁)によれば、「配水管が管網化されている千葉関連4地区における施設能力を有効活用し、各浄水場の給水コストを踏まえた水運用を行うことにより、給水コストの削減と渇水・事故時などの安定給水を図る」ことを効率的水運用といい、具体的には八ッ場ダム及び利根川河口堰等を水源とする千葉地区工業用水道は、印旛沼で取水し印旛沼浄水場を経て京葉工業地帯へと供給するが、給水コストを節減するため、水源はそのままに取水地点を印旛沼から房総導水路経由に変更することにより、房総臨海地区工業用水道の袖ヶ浦浄水場で浄水し、京葉工業地帯へと供給することを検討していた。すなわち、各地区工業用水道が参画したダム等の水源開発に要したコストについては各地区的受水企業が従来どおりの負担を続け、日々の水運用に関しては取水地点の変更を行うことで、浄配水などに要する給水コストが安い袖ヶ浦浄水場を活用して経費の節減を図ろうとしたものである。しかし、これら取組の実現には諸課題があることは計画策定期階から意識されており、上記「工水中期経営計画」(乙445号証14・15頁)において、取水地点の変更に伴う水利許可の変更申請、工業用水道事業法による事業計画の変更、千葉地区工業用水道の水量が房総導水路を通過することの財産処分申請(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における目的外使用の申請)などの国への諸手続きの他、袖ヶ浦浄水場の浄水処理水量が増量することに伴う施設改良工事が必要となるなどの諸課題が列記されていた。千葉県企業庁は、これらの諸課題を踏まえて効率的水運用の実現に向けた検討を行っていくこと

を受水企業に事前説明を行い、了承後、「工水長期ビジョン」及び「工水中期経営計画」を策定したのである。

ところが、その後、諸課題の解決に向けて詳細な検討を重ねた結果、千葉関連4地区は各自、給水区域、給水能力、水源の種別及び取水地点を異にして、これを記載した事業計画等を添付した工業用水道事業届出書を国に提出した上で地区毎に工業用水道の事業経営を行っているため、効率的水運用を実現しようとした場合、地区毎に規定する給水区域の境を取り除き、地区毎に保有する水利権を他地区で行使できるようにせざるを得ないこと、すなわち効率的水運用の実現には水源の共有化が前提となるとの結論に到達した。具体的には、各地区が参画したダム等の建設費負担といったコスト面まで共通化(料金の平準化)し、各地区を一つの事業として経営する地区統合が必要とならざるを得ないとの結論に至ったのである。確かに、他事業の例に照らせば、料金を平準化せず複数料金が存在したまま事業統合を行ったケースは存在するが、例えば、千葉地区の給水料金23円／m³に対し、房総臨海地区の給水料金は経営者負担金も含めると87円／m³と3倍以上の格差がある上、千葉関連4地区全体で給水料金を比較すると、最大で約5倍の料金格差があり、このような格差を伴う地区統合は、工業用水道事業法17条が許容しない「不当に差別的」な状態となる可能性(被控訴人ら準備書面(5)4～6頁)、すなわち、仮に地区毎の給水料金を据え置いたままで事業統合した場合、水源費の高い房総臨海地区的受水企業はこれまで同様の給水料金を負担し続ける一方で、融通を受ける側である千葉地区の受水企業は房総臨海地区的水源費等を負担することなしに給水を受けるということになり、千葉地区の受水企業も房総臨海地区的水源を利用しているにもかかわらず、千葉地区の受水企業だけを優遇するという不公平な事態が生じることとなる恐れがあり、このような地区毎の給水料金を据え置

いたままの事業統合は、工業用水道事業法 17 条が許容しない「不当に差別的」な状態となるおそれがあるものである（被控訴人ら準備書面（5）4～6 頁）。

このように、経費節減を目的として検討された千葉関連 4 地区における効率的水運用であったが、その実現には、水源共有化のための事業統合、事業統合実現のための料金平準化もしくは料金改定などの千葉県企業庁の意思のみでは即断できない問題が存在していることが明らかとなつたことから、千葉県企業庁としては、千葉関連 4 地区の受水企業から同意を得て効率的水運用を実現することは現時点では不可能であるとの判断に至つたのであり、これらについては、被控訴人ら準備書面（1）87・88 頁、同（4）5～8 頁、同（5）3～6 頁に述べたとおりである。

なお、工業用水道事業そのものを統合することと同義である「水源の融通」と管路が繋がっていることを利用して給水コストの低減を目指す「効率的水運用」は似て非なるものであり、「効率的水運用」と「水源の融通」が本来異なるものであることについては、原審における被控訴人ら準備書面（22）14・15 頁、同（23）19 頁、当審における準備書面（1）87・88 頁、同（4）5～8 頁、同（5）8・9 頁に述べたとおりであり、また、平野陳述書（乙340号証8・9 頁）、大野陳述書に対する意見書（乙368号証8・9 頁）、嶋津ら再意見書に対する再意見書（乙403号証20・21 頁）で述べられているとおりである。

ところで、産業構造の変化や水使用の合理化などにより水需要が伸び悩む中、施設の更新・耐震化の必要性がますます高まっており、そのための財源確保等を考慮すると今後の経営状況は年々厳しくなるものと予想されるため、こうした変化に対応できるように、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間を対象として策定した「千葉県新工業用水道事業中期経営計画」（平成 24 年 12 月策

定。乙446号証。以下「新工水中期経営計画」という。)においては、効率的水運用については長期的な観点から課題を整理しつつ検討を行うこととしている。

(2) 東葛地区及び葛南地区工業用水道の事業統合について

控訴人らは、千葉県企業庁の東葛地区と葛南(南葛は誤記と思われる)地区については、もともと料金が大きく異なっていても事業統合ができたのだから、千葉関連4地区でこれができない訳がないなどと述べている。しかし、東葛・葛南地区は千葉関連4地区とは事業の成り立ちが異なることから、これら同列に論ずることはできない。以下、東葛・葛南地区の整備から両地区が事業統合に至る経緯を述べ、この点を再度説明する。

葛南地区工業用水道は昭和41年から昭和45年にかけて、東葛地区工業用水道は昭和47年から平成5年にかけて施設等の整備を行ったもので、両工業用水道の給水区域は市川市、船橋市、松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一帯の区域であり、それらの給水能力は12万7200m³/日、114社の企業と契約し、契約水量合計は約11万4400m³/日である。そして東葛地区工業用水道と葛南地区工業用水道は、施設等の共通部分が多く、しかも以下ののような特別な事情があったことから、平成16年4月に東葛地区工業用水道と葛南地区工業用水道の統合が可能となったものである。

首都に隣接する東葛地区と葛南地区は、昭和30年代から産業活動の活発化とともに地下水の汲み上げが急激に増加したことにより地盤沈下現象が進んで深刻な社会問題となり、工業用水法(昭和31年法律第146号)の地下水採取規制措置により、既存企業の水使用は地下水から利根川水系の表流水へ強制転換することとなったため、葛南地区工業用水道において、地盤沈下対策事業として代替水源の確保と施設整備を行ったものであり、江戸川か

ら取水し市川市の南八幡浄水場で浄水処理する施設として整備し、昭和45年10月に給水を開始したが、その後、昭和47年5月に新たに地下水採取規制地域に東葛地区が加えられたことから、東葛地区工業用水道の建設に着手し、昭和56年10月に一部給水を開始し、平成5年まで順次施設の整備拡張が行われてきたものである。

そして、葛南地区と東葛地区の水源は利根川水系の表流水であることから取水口から浄水場まで共同の施設として整備され、両地区の地区統合以前から両地区を一本化した水利権の許可が行われていたことなどの状況や、地区統合前の両地区的料金は41円／m³と同一料金となっていたこと等から、受水企業の同意が得やすい状況となっていた。これらの状況を踏まえ、東葛地区的供給量不足を葛南地区の未売水で賄うことにより、東葛・葛南両地区における工業用水道事業の安定化及び効率化を図ることが可能となるため、全受水企業の同意を得て、平成16年4月1日に地区統合が実現できたのであり、千葉関連4地区と東葛地区及び葛南地区では、事業の成り立ち、施設の形態、料金等からして大きな相違がある。

したがって、過去に東葛地区及び葛南地区工業用水道の事業統合があったことを理由として、当然に千葉関連4地区においても事業統合が可能とする控訴人らの主張は、過去の経緯や事実関係を顧みない表面的な主張にすぎない。

この点については、被控訴人ら準備書面（1）44頁及び同（5）6・7頁において既に述べたとおりである。

（3）横浜市の事業統合について

工業用水道事業に係る成り立ち、施設の形態等は、それぞれの事業で異なることは、前記（2）で述べたとおりであり、横浜市における事業統合の事

例に関して特に反論の必要はないといえるが、嶋津の証人尋問においてもこの点に関して発言があったことから、第2の1（5）において一括して述べることとする。

2 利用量率

控訴人らは、千葉県企業庁の利用量率（その意義については、原審における被控訴人らの準備書面（17）33頁参照）の設定については、直近の実績ではなく「工業用水道施設設計指針」（乙304号証 以下「施設設計指針」という。）に基づいてロス率を7%、利用量率を93%として既得水源の水量を計算するが、実績のロス率は1～2%であり利用量率は99%前後で推移するのであるから、千葉関連4地区における利用量率は98%として計算するのが妥当であり、さらに施設設計指針には災害時のこと考慮するなどという記載はないことから、日常的な給水量の検討には、災害時のこと反映する必要はないなどと述べている。

しかし、工業用水道事業は、受水契約を締結する受水企業の生産活動に支障が生じないように、工業用水を安定的かつ確実に供給することが求められていることから、利用量率を単に直近の実績とすればよいというものではない。

千葉県企業庁は、ロス率を約7%とし（乙304号証24頁）、利用量率を約93%（利用量率=1-ロス率）としているが、これは工業用水道の技術的指針であり、全国的に工業用水道事業体が拠り所とする「工業用水道施設設計指針」（社団法人日本工業用水協会発行）に基づいているものであって、問題はない。このことについては、被控訴人ら準備書面（1）90・91頁で述べ、平野証人調書12～17頁、平野陳述書（乙340号証7・8頁）で述べられているとおりである。

また、施設設計指針には災害時における利用量率設定についての記載はない

が、施設設計指針の基となる工業用水道事業法（昭和33年4月25日 法律第84号）における一例として、第3章11条（施設基準）3項には「工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。」と規定しており、また工業用水道施設の技術的基準を定める省令（昭和33年10月24日 通商産業省令第119号）1条（取水施設）6項2号では、「井戸または集水埋渠によって取水する場合にあっては、渴水時において行う連続揚水試験における最大の揚水量の70パーセント以下として算定された揚水量を基準とするものでなければならない。」と規定するなど、地震や渴水などの自然災害への対応はライフラインである工業用水道にとつて当然の前提条件とされているのである。

被控訴人ら準備書面（1）90・91頁において述べたことは、京葉工業地帯に工業用水を安定供給しようとする千葉県企業庁の事業経営上の姿勢を具体的に述べているのであり、日常的な給水量を検討するのに災害時のこと反映させる必要はないなどという控訴人らの主張は、ライフラインである工業用水道事業を理解していない者による無責任な発言に他ならない。

3 契約水量

（1）契約水量の変更可能性について

控訴人らは、契約水量に見合う水源を確保しておく必要はない旨の主張を従前から繰り返し、現在の契約水量が未来永劫同じであるということはあり得ず、むしろ無駄な水源を削って経費を節減し、経営の合理化を図ろうという正当な経営判断を前提にすれば、契約水量自体を見直す（減量を認める）ことも現実に可能となり、現に横浜市では平成13年の二部料金制導入後に受水企業からの減量要望を受け入れて、一定のルールのもとで契約水量の減量を認めている

などと主張している。

千葉県企業庁の経営する工業用水道事業には、7つの工業用水道事業（東葛・葛南地区、五井市原地区、五井姉崎地区、千葉地区、房総臨海地区、木更津南部地区及び北総地区）があり、原審における平野証言（平野証人調書3・4頁）や、平野陳述書（乙340号証10頁）においても、「工業用水道事業は、個別原価主義のもとで、各地区事業毎に、企業からの申し込み水量に基づき水源を確保し、それぞれ必要な施設（取水、導水、浄水、送水、配水等）の建設を行い、それをもとに工業用水の料金を設定し、工業用水道の水源費、建設費等を、各企業の契約水量分の料金から回収しています。契約水量の減量は、個別原価主義のもとでは他の受水企業の負担増につながることから、基本的に認められておらず、やむを得ない場合にあっては、他の受水企業への権利譲渡という形で契約水量の変更を認めています。」と述べており、千葉県企業庁は、受水企業に対して常時契約水量を供給する義務があるのであって、契約水量を安定供給するためには契約水量を満たす水源を確保しておくことが必要なのである。

なお、この点に関し、原判決（57頁）は、千葉地区工業用水道事業の契約水量のみを基準として八ッ場ダム建設事業への利水参画の必要性があるかどうかを判断するのは相当ではないとしているが、工業用水道事業は、特定された企業からの申し込み水量（契約水量）を基に（不特定多数へ給水する水道事業とは異なる。）、受水企業からの料金収入見込みを前提に事業採算性を見極め、浄水場等の施設整備や水源開発施設への参画などを計画的に決定しており、料金収入で賄われる公営企業の特性に沿った責任水量制に基づく事業運営は、全国のほとんどの工業用水道事業が採用している事業形態であり、千葉県企業庁が受水企業の契約申し込み状況を基礎情報の一つとして八ッ場ダムへの利水参画を判断しても、何ら不合理な点はないのである。

さらに、原判決（59頁）は、経済成長率に伴い工業用水道使用量が増減す

ることを基礎情報の一つとするとの判断が不合理であるとまでは認められないとしつつ、契約水量のみを基準として八ッ場ダム建設事業への参画の必要性を判断するのは相当でないとしているが、千葉県企業庁は、契約水量を基準としているが、それだけで八ッ場ダムへ参画を決定したわけではなく、事業運営上の基礎情報として契約水量の動向を勘案するとともに、事業の採算性、水資源開発施設建設の確実性など様々な要素を総合的に判断して、八ッ場ダム建設事業に参画したのであり、そのことについて何ら不合理な事情はないのである。

これらについては、被控訴人ら準備書面（1）91・92頁で述べたとおりである。

（2）二部料金制度導入について

控訴人らは、節水技術の向上・企業努力などにより契約申込当時よりも実際に使用する実績水量が減少しているのであるから、受水企業は契約水量を減らして欲しいという要望を強く持っているはずだなどと主張している。

契約水量の増量は、未売水（余裕の水量）があれば可能であるが、給水能力（水源量）のすべてが契約済みの場合は増量することは不可能であり、他方、契約水量の減量は、その分水源費も含めた建設費等の回収ができなくなり、他の受水企業に負担増を強いることになるため、容易に認められるものではない。このことは、被控訴人ら準備書面（1）51頁に述べた他、工業用水の供給における「個別原価主義」や「責任水量制」については、被控訴人ら準備書面（4）3・4頁で述べたとおりである。

また、二部料金制（被控訴人ら準備書面（4）4頁）については、受水企業の要望にも応えつつ、今後経済産業省において策定される新たな算定要領を踏まえ、その導入についての検討を行う予定としており、このことは、被控訴人ら準備書面（5）10頁で述べたとおりである。

第2 嶋津暉之の意見について

平成25年6月3日に行われた証人尋問において元東京都職員の嶋津暉之（以下「嶋津」という。）が述べた利水上の必要性に関する意見は、「はじめに」に述べたように、国土交通大臣の建設費負担金の国庫への納付の通知やこれに基づく千葉県水道局長等の同負担金の国庫への納付等の適否とは関係がない無意味なものでしかないが（善解しても千葉県に対する提言以上に出るものではない。）、発言内容についてコメントする。

1 千葉県工業用水道の水需給

（1）嶋津は、千葉関連4地区の効率的水運用について言及し、渴水時に運用を図るということは、水需給の問題を考える上では、この4地区全体で水需給を考えればいいということを意味すると述べていたが（嶋津証人調書（以下「嶋津調書」という。）1頁・甲93号証）、前記第1の1（1）に述べたとおり、「工水長期ビジョン」（乙444号証）及び平成20年度から平成24年度までの5年間の行動計画である「工水中期経営計画」（乙445号証）において効率的水運用の導入を計画はしたが、平成25年度からの「新工水中期経営計画」（乙446号証11頁）では、効率的水運用は、千葉関連4地区での震災時や事故時、渴水時などの緊急時に限り地区間の水運用を図ることとしており、日常的な水運用も含めて、千葉関連4地区全体で水需給を考えればいいなどという飛躍した考えは千葉県企業庁の実情を何も知らない元東京都職員が勝手に思い描いているにすぎない。

（2）平成20年度に実際に千葉地区と五井姉崎地区との間で水運用が行われていたとして、同年「9月に千葉地区で事故があり給水できなかつたため、不足分を五井姉崎地区より融通を受け給水していた」と述べていたが（嶋津調書1・2頁、甲94号証）、これは、千葉市が新たに計画した都市計画道路下に千葉地区の工業用水道管路を移設する工事を行ない、その工事に伴い断水が必要な期間、千葉地区工業用水道の不足する水量について五井姉崎地区か

ら応援給水が行われたことを指しているものと思われる。応援給水は、緊急時における効率的水運用に該当し、期限を設けて行われるものであって、恒久的な水源融通とは全く異なるものである。

(3) 利用量率 7 %は給水実績に反しており、保有水源を過小評価していると述べていたが（鳴津調書 2・3 頁、甲 95 号証の 15・16 頁、23 頁）、工業用水道事業は、受水企業の生産活動に支障が生じないように、工業用水を安定的かつ確実に供給することが求められていることから、利用量率を単に直近の実績にすればよいというようなものではない。この点については、前記第 1 の 2 に述べたとおりである。

(4) 千葉県企業庁の保有水源は千葉関連 4 地区全体で契約水量と比較しても十分な余裕をもっていると述べていたが（鳴津調書 3・4 頁、甲 95 号証の 22）、原審における鳴津意見書に対する被控訴人ら意見書（乙 354 号証 29 頁）に述べたように、今後千葉県へ工場進出を希望する企業や新たに行う企業誘致のための産業基盤として確保している水源（以下、「確保水源」という）であり、余剰水源などではない。このことは、被控訴人ら準備書面（4）7 頁、同（5）8・9 頁でも述べたとおりである。

また、八ッ場ダム建設事業が平成 27 年度に完成することを前提として、千葉関連 4 地区全体の安定水源（千葉関連 4 地区全体の確保水源のうち、ダム等の水源開発施設が完成して安定水源となっている水源、【図 1-1】<86 頁>中の「安定水源（千葉県企業庁）」）、千葉関連 4 地区全体の安定水源を第 5 次フルプラン（平成 20 年 7 月閣議決定<乙 346 号証の 1・2、乙 355 号証>）で示された開発水量の低下を基に求めた安定供給可能量（【図 1-1】中の「安定水源（千葉県企業庁）（2/20 渇水年）」）、契約水量、1 日最大給水量の実績を図に示すと【図 1-1】のようになる。鳴津は、証人尋問で【図 1-2】（甲 95 号証の 22）の極端に誇張した図を用いて、保有水源と契約水量を比べて余裕水があると述べていたが（鳴津調書 3・4 頁）、上

記したとおり余剰水源ではない。

(5) 横浜市の工業用水道事業が近年は減少傾向にあることを例に、責任水量制（鳴津調書13頁で鳴津は契約水量制と述べている）は企業にとって負担であり、工業用水の使用量は今後も減少していくので千葉県も減少すると述べていたが（鳴津調書4頁、甲86号証）、横浜市の事業はその成り立ち、施設の形態及び事業経営環境等様々な点で千葉県の工業用水道とは異なっており、同市のように千葉県企業庁の契約水量も減少していくとの鳴津意見は、比較対象についての基礎的な理解を全く欠くものであり、誤りである。

横浜市の工業用水道事業は、京浜工業地帯における地下水汲み上げによる地盤沈下対策として、昭和35年10月に供給を開始して以来、2回にわたる拡張工事を経て、日量36万2000m³の給水能力を有している。昭和48年のオイルショック以降は、産業構造の変化や受水工場における水使用の合理化などにより、工業用水の需要は漸減傾向で推移し、近年も、ほぼ同様の状況が続いている。工業用水道料金は、契約水量（基本水量、特定水量）に基づく定額制の基本料金と実際の使用水量に応じて料金を算定する使用料金の二つの料金を合算して算出する二部料金制が、平成13年4月に導入されている。

鳴津は、横浜市工業用水道中期経営計画（甲86号証）を持ち出し、「企業の契約水量は徐々に減少していることにより、千葉県においても工業用水の使用がどんどん減少してゆくと思われます。」と述べ（鳴津調書4頁）、あたかも千葉県企業庁の工業用水道が横浜市同様契約水量が減少していくものと勝手に決めつけているが、「新工水中期経営計画」（乙446号証2頁）に記載されている平成24年4月1日における千葉関連4地区の契約状況からも明らかなどおり、4地区合計の給水能力815,760m³/日に対して契約水量776,559m³/日と約95%が契約済みで安定しており、八ッ場ダムに参画する千葉地区工業用水道に至っては給水能力全量が契約済みとなっており、現在、企業の撤退の協議などはない状況にある。

京葉工業地帯の産業基盤として整備された千葉関連4地区と、京浜工業地帯の地下水を表流水へ強制転換させるための地盤沈下対策事業としてスタートした横浜市の事業では、工業用水道事業としての成り立ち、施設の形態及び事業経営環境等、様々な点で異なっており、横浜市工業用水道中期経営計画の事例を基にして千葉県企業庁が批判を受けるいわれはない。

なお、千葉県企業庁での二部料金制導入については、上記第1の3(2)に述べたとおりである。

2 千葉県営水道の水需給

(1) 嶋津は、平成20年水道局推計（乙343号証）が国土交通省関東地方整備局の行った八ッ場ダム建設事業の検証の際に提出されて、千葉県水道局が八ッ場ダムに参画する根拠となっていると述べていたが（嶋津調書4・5頁、甲92号証）、これまで控訴人らは平成13年回答（乙266号証）がその根拠であり、同回答は科学的・合理的な予測ではないとの主張を執拗に繰り返してきた。嶋津意見は、控訴審終結前の現段階になってようやく平成20年水道局推計（乙343号証）が水需給のバランスがとれた千葉県水道局の最新の水需要予測であることを認めざるを得なくなったようである。

平成20年水道局推計（乙343号証）などの長期的な水需要予測は、主に水源確保や施設計画などの運営の基礎となるものであり、長期的な視点に立った計画策定や状況の変化などを受けて行うもので、将来の1日最大給水量を予測するものである。千葉県水道局の長期水需要予測の推計にあたっては、この分野の唯一の指導的文献であり、ほとんどの水道事業体が依拠している「水道施設設計指針」（乙300号証）に準拠して行っている。長期水需要予測における1日最大給水量の推計値は、その時々の社会情勢などを反映しており、予測した時点の最新の実績値や国勢調査結果等の統計資料などの基礎データ、アンケート調査などに基づく水使用の形態や県民意識の変化、

業務営業用水や工場用水に影響する開発計画などが反映されているものである。

そして、国土交通省関東地方整備局が行った八ッ場ダム建設事業の検証の経緯については、被控訴人らの平成22年10月14日付け上申書及び平成24年2月14日付け上申書2で述べたとおりであるが、検証は、国土交通省が立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（乙429号証）が示した「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（乙430号証）を踏まえて進められた。

この検証作業の一環として行われた関東地方整備局からの八ッ場ダムの利水参画者（ダム使用権の設定予定者）への「八ッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認」等の照会に対し、千葉県水道局は回答（乙433号証の1、乙434号証の1）しているが、この内容が国土交通省の八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（乙419号証4-104頁、4-106～108頁）に示されている。

控訴人らは、これまで何度も何度も何度となく、千葉県水道局が千葉県（企画部水政課。企画部はその後の組織変更により総合企画部となった。）に回答した平成13年回答（乙266号証）の推計値にこだわり、平成13年回答（乙266号証）が科学的・合理的な予測ではない旨の主張を重ねてきたが、被控訴人らは、平成13年回答（乙266号証）の推計は当時の実績データ等を基に合理的に行われていること、平成20年水道局推計（乙343号証）がその当時の実績データ等を基礎とした千葉県水道局の最新の水需要予測であることなどについて、被控訴人ら準備書面（1）21～31頁、61～74頁、同（2）7～15頁及び同（6）6・7頁で述べてきたが、ここに至ってようやく控訴人らも、平成20年水道局推計（乙343号証）が千葉県水道局の最新の水需要予測であって水需給のバランスがとれたものとなっているということに気づいたようである。

なお、千葉県水道局の最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）が、水需給のバランスがとれているものであることについては、被控訴人ら準備書面（1）31～38頁、同（2）16～19頁及び同（6）20頁に述べたとおりである。

(2) 千葉県水道局の給水人口は頭打ちであり、国立社会保障・人口問題研究所が示した千葉県全体の将来人口の推計結果に比例して、千葉県水道局の給水人口も大きく減少すると述べていたが（鳴津調書5～8頁、甲95号証の2）、鳴津意見は千葉県水道局の給水人口の動態を正確に把握したものではなく、無意味な意見である。

千葉県水道局は、千葉県北西部の11市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、白井市、印西市）の市全域または一部を給水区域とし、給水人口は県人口の約48%に当たる294万人（平成24年度実績）である。

平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が新たに「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」を公表している（鳴津はこの推計を引用していると思われる。）が、同調査結果（千葉県全体の人口と千葉県内の市町村の5年ごとの人口などが示されている。）に示された千葉県水道局の給水区域を含む11市の行政区域（東京都に隣接する千葉県北西部の11市の行政区域）と千葉県全体（人口減少の進む南房総地域などを含む。）の人口動態とは大きく異なり、さらに、11市のうち、千葉市、松戸市、習志野市、市原市、成田市や千葉ニュータウンの開発区域である船橋市、白井市及び印西市の8市については、市の全域が給水区域ではなく、市の行政区域の一部が給水区域であり、その区域は比較的人口減が認められない区域であるため、千葉県水道局の給水区域の人口と千葉県全体の人口の推移とは、その傾向が大きく異なるのであって、鳴津の意見は意味を持たないのである。

また、平成24年度の実績では、千葉県全体の人口が前年度に比べ1万1,

090人減少したが、千葉県水道局の給水人口は5,213人増加しており、実績から見ても千葉県全体の人口と千葉県水道局の給水人口の動態とは異なっているのである。

千葉県水道局の給水人口の実績及び平成20年水道局推計（乙343号証）の予測値及び嶋津が行った独自の理屈（単純に千葉県水道局の給水人口が国の推計で示された千葉県人口の減少割合と同じ割合で減少すると仮定するもの）に基づく予測値を図に示すと【図2-1】（87頁）のようになるが、いずれにせよ、嶋津が【図2-2】（甲95号証の2）を用いて述べた給水人口の予測（嶋津調書5～8頁）は、まったく意味のないものである。

(3) 千葉県水道局の予測では1人1日最大給水量が今後も増えていくという、実績と全く逆方向の予測をしていると述べていたが（嶋津調書6・7頁、甲95号証の3）、1人1日最大給水量の実績は、その実績年度に発生した1日最大給水量を給水人口（実績）で除した数値（1日最大給水量／給水人口）であり、過去10年において、1日最大給水量の実績は予測値の範囲内になっている一方で、近年の給水人口は、予測より多い年平均約2万6千人（給水人口約294万人に対して約0.8%程度）の割合で増加（平成23年3月11日の東日本大震災の影響を受けたと考えられる平成23年度、平成24年度の実績を除く。）してきたことから1人1日最大給水量でみると、その量は、若干の増減があるもののほぼ横ばい傾向で推移している。

嶋津は、1人1日最大給水量の実績をことさら取り上げているが、1日最大給水量は予測値の範囲と仮定し、給水人口が伸びると仮定した場合は、1人1日最大給水量は減少して見えるのは当然であり、1人1日最大給水量は1つの水量の指標であっても、実績の増減により将来の1日最大給水量の予測に直接的に影響を及ぼすものではないので、ことさら1人1日最大給水量を取り上げて八ッ場ダムが不要である旨論じるのは一方に偏した意図的なものである。

千葉県水道局の水需要予測は、前記したとおり「水道施設設計指針」（乙300号証）に準拠したものであるが、用途別（生活用水、業務・営業用水等）に積み上げた1日平均使用水量を基に有効率、負荷率を用いて1日最大給水量を求めており、積算の結果、1人1日最大給水量は増加すると予測しているのである。

なお、千葉県水道局の1人1日最大給水量の実績と平成20年水道局推計（乙343号証）の予測値を図に示すと【図3-1】（88頁）のようになる。嶋津が証人尋問で【図3-2】（甲95号証の3）を用いて、実績と予測値が大きく乖離していると主張しているが（嶋津調書6・7頁）、この図は、XY座標を意図的に加工し、予測値を大きく跳ね上げた形状のグラフになるよう誇張して作成された図となっている。

(4) 千葉県水道局の1日最大給水量の予測が実績と全く乖離しており（嶋津調書5頁、甲95号証の1）、さらに、嶋津独自の理屈で1日最大給水量の将来予測をして予測図を作成し、今後千葉県水道局の給水量がかなりの勢いで減少していくとして、給水量が増えるという千葉県水道局の予測は実績を無視した予測であると述べていたが（嶋津調書8・9頁、甲95号証の7）、そもそも水道事業体は給水区域内の住民に対し、安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務があり、千葉県水道局においても水需要予測にあたっては、それまでの実績に基づき慎重に予測しているものである。そして、平成20年水道局推計（乙343号証）においても、生活用水、業務営業用水及びその他用水の用途別に個別に推計し、これらを積み上げて1日最大給水量を予測しているのである。こうしたその当時の実績を基にした予測に対して、結果的に予測値とその後の実績値に差が生じたとしても、予測値はあくまでも計画値であり誤差が生じてもやむを得ないものである。

嶋津は、1日最大給水量を独自の理屈で求めており、その算出方法は、1人1日最大給水量の平成24（2012）年度実績値を一定と仮定し、その

値に、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した千葉県全体の人口の減少割合と同じ割合で減少すると仮定して算出した給水人口を乗じて求めている（1人1日最大給水量（平成24年度実績）×千葉県全体の人口の減少割合と同じ割合で減少するとして算出した給水人口）。しかし、1人1日最大給水量を一定と仮定していることや千葉県全体の人口と千葉県水道局の給水人口の人口動態は大きく異なることを無視しているという点で問題がある上、その計算式並びに使用する定数及び変数の選択は稚拙であり、甲95号証の7に示されている嶋津独自の理屈による予測値などは到底信頼に足るものではない。千葉県水道局の平成20年水道局推計（乙343号証）では、用途別水量（生活用水など）を個別に推計し、これらを積み上げて当該給水量を予測しているのである。

なお、千葉県水道局の1日最大給水量の実績、平成20年水道局推計（乙343号証）の予測値及び嶋津独自の理屈に基づく予測値を図に示すと【図4-1】（89頁）のようになる。嶋津が証人尋問で【図4-2】（甲95号証の7<甲95号証の1も同様なグラフを示している。>）を用いて、千葉県水道局が実績と大きく乖離した予測をしていると主張しているが（嶋津調書5、8・9頁）、このグラフ（甲95号証の1及び甲95号証の7）は、X-Y座標の表示方法など、意図的に誇張したものである。

千葉県水道局の最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）の推計方法については、被控訴人ら準備書面（1）24～31頁及び同（2）7～9頁に述べたとおりである。

（5）嶋津は、仮に千葉県水道局がダム事業から撤退すれば、例として挙げた大阪府水道と同様に千葉県水道局も実績を重視して給水量が減少するような予測に転じるはずだと述べていたが（嶋津調書9頁、甲95号証の8）、その前提として、大阪府水道がダム事業から撤退したことにより、ダム事業に参画する理由として水需要が増えるという予測を行う必要がなくなったため、将

來の水需要が減少するという予測となつたなどと述べているが、このような嶋津意見にはなんら根拠がなく、そもそも千葉県水道局と大阪府水道では事業体が異なり、人口動態、経済動向、地勢的、地理的条件などの水道事業運営を取り巻く環境も異なるため、大阪府水道の例をそのまま持ち込むことはできない。各水道事業体は、地域の特性、人口や経済動向などを踏まえつつ長期的な視野に立って水源開発施設への参画を決定しているのであって、他の水道事業体における主な動向は承知していても、ダム事業の撤退の経緯や将来の水需要予測の詳細までは把握していないし、する必要もない。まして、甲95号証の8中の出典を確認すれば、平成21（2009）年時点では、大阪府は市町村へ浄水を卸売する用水供給事業体（平成23年4月1日から大阪府広域水道企業団として大阪府内の42市町村で構成される水道事業体になり、それまで大阪府で行ってきた水道用水供給事業が同企業団に引き継がれた。）であることから、取水から浄水、県民への給水までも受け持つ千葉県水道局（水道事業）とは、その事業運営も全く異なるのである。嶋津意見は、勝手な考えに基づく主張でしかない。

(6) 千葉県水道局の水源を独自の理屈で評価し、千葉県水道局の保有水源は133万m³/日であるとし（嶋津調書9・10頁、甲95号証の9・10）、「保有水源」という表現を用いて、江戸川・中川緊急暫定（河川法23条に基づき、千葉県が国から許可を受けて暫定豊水水利権として使用しているもので、将来、安定水源になるものではない。）、農業用水合理化（水道事業体は年間を通じて安定的に給水する責務があるが、千葉県水道局の農業用水合理化の水源は、かんがい期<4月から9月まで>のみ取水できるもので非かんがい期<10月から翌年3月まで>については別途同量の八ッ場ダム開発水により手当が必要となる。）及び地下水（千葉県水道局では、震災などの緊急時のための予備水源として、地下水5.1万m³/日の水源施設があるが、なぜか嶋津はそのうち2.6万m³/日分を含めている。）を嶋津のいう「安

定水源」に含め、さらに、利用量率を98%に設定して計算し、その量を千葉県水道局の「確保水源」（建設中のダムなど水源開発施設が完成し、将来安定水源となる水源量<給水量ベースで表示される。>）であるかのように述べているが、誤導的な表現であり、千葉県水道局の水源の考え方は、被控訴人ら準備書面（1）31～36頁、79～87頁、同（2）16～19頁及び同（6）13～20頁に述べたとおり、江戸川・中川緊急暫定、農業用水合理化及び地下水は、確保水源に含めることはできないのであって、将来千葉県水道局の安定水源となる確保水源は給水量ベースで123万4,700m³/日なのであり、元東京都職員嶋津の意見は、勝手な考でしかない。

（7）千葉県水道局の保有水源は133万m³/日あるので、現時点での需要量に対して30万m³/日以上の余裕がある、また、2/20渴水年の安定供給可能量の低下は、科学的根拠がなく、国土交通省が2008年（平成20年）の第5次フルプランを作ったときに新たに出てきた話であり、仮に20年に2回という渴水年を想定しても千葉県水道局の水源は115万m³/日で需要量に対して15万m³/日の余裕があるから、八ッ場ダムは必要ないと述べていたが（嶋津調書10～12頁、甲95号証の14）、千葉県水道局の最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）及び千葉県水道局が確保した水源と安定供給可能量については、被控訴人ら準備書面（1）31～36頁、同（2）16～19頁及び同（6）13～18頁で既に述べたとおりであり、甲95号証の14に示されている水源量の評価には全く根拠がなく誤りであって、千葉県民に対する安定給水に何ら責任を負わない者による勝手な意見でしかない。

利水安全度の適正評価と安定供給可能量の考え方については、第5次フルプラン（平成20年7月閣議決定<乙346号証の1・2、乙355号証>）で示されたが、これは以前から認識されているものであり、この時に新たに出したというものではなく、国土交通省がその時点で所有する観測データに

基づき、利根川水系の河川管理者として責任をもって算定した適正なものであって、この数値を第5次フルプランに反映する際には、学識経験者等で構成された国土審議会水資源開発分科会において審議された結果に基づいているものである。

この点に関しては、当審における被控訴人ら準備書面(1)75~79頁、同(6)17・18頁、原審における被控訴人ら準備書面(26)6・7頁、同(27)20・21頁、及び再意見書(乙403号証)13~15頁に述べられているとおりである。

また、鳴津は、「2／20渴水年」を「20年に2回という厳しい渴水年」と理解しているようであるが(鳴津調書11・12頁)、正しくは「近年20年(昭和58年~平成14年)で2番目の規模の渴水時における流況(昭和62年)」の意である。

(8) 現在、水需要に対して水源は不足しているが、将来、需要が低下するので、八ッ場ダムは必要なくなると述べていたが(鳴津調書12・13頁、甲95号証の12の2)、千葉県水道局の最新の水需要予測である平成20年水道局推計(乙343号証)の内容及び千葉県水道局が確保した水源と安定供給可能量について無視した意見であり、これについては、被控訴人ら準備書面(1)31~36頁、同(2)16~19頁及び(6)13~18頁で既に述べたとおりである。

千葉県水道局は、安全で良質な水を常時安定的に確実に供給する責務があり、現在の水需要に対しても、また、将来の水需要に対しても、水量に不足するようなことがあってはならないのであり、元東京都職員という立場ではあっても水道事業経営の経験もなく、水需要予測に携わった経験もない埼玉県民である鳴津が、千葉県の統計数値を都合のいいように操作して数字合わせをし、「現在の水需要に対して水源が不足していても、将来需要量が下がるため、八ッ場ダムの必要はなくなる」といった主旨の意見を言ってみても、

何ら説得力はない。千葉県水道局の実情を理解しない無責任なものと言わざるを得ないのである。

なお、八ッ場ダム建設事業が平成27年度に完成することを前提として、千葉県水道局の確保水源のうち安定水源（千葉県水道局の確保水源のうち、ダム等の水源開発施設が完成して安定水源となっている水源、【図5-1】<90頁>中の「安定水源（千葉県水道局）」）、千葉県水道局の安定水源を第5次フルプラン（平成20年7月閣議決定<乙346号証の1・2、乙355号証>）で示された開発水量の低下を基に求めた安定供給可能量（【図5-1】中の「安定水源（千葉県水道局）（2/20渴水年）」）、1日最大給水量の実績、平成20年水道局推計（乙343号証）の予測値及び嶋津独自の理屈に基づく予測値を図に示すと【図5-1】のようになり、現在の千葉県水道局の安定供給可能量では将来にわたり必要な需要量を賄うことができず、水源に不足が生じることになる（この不足に対しては、江戸川・中川緊急暫定を活用することとしている。）。なお、嶋津が証人尋問で【図5-2】（甲95号証の14）で千葉県水道局の水源量を評価しているが（嶋津調書10～12頁）、上記したとおり誇張した無責任なものである。

千葉県水道局の水需要と供給のバランスを考慮すれば、現時点でも、また将来にわたっても、安定給水を図るうえで八ッ場ダムの必要性は全く変わっていないのであって、千葉県水道局では、安定給水のために八ッ場ダムを含めたすべての水源を必要としているのである。

第2部 治水に関する主張について

「はじめに」に述べたように、控訴人らの治水上の必要性に関する主張は、国土交通大臣の納付の通知の無効事由には当たらず、千葉県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となることはないため、主張自体失当の主張でしかない。

しかし、被控訴人らは、これまで準備書面（3）、同（7）で控訴人らの主張に対し参考説明（反論）してきているため、従前の扱いに従って以下説明未了の控訴人ら準備書面（17）、同（18）について、反論を兼ねて説明する。

第1 控訴人準備書面（17）第1部第1の1、同（18）について

1 治水調査会利根川小委員会議事録と治水調査会利根川委員会議事録について（控訴人準備書面（17）第1部第1の1（1）～（7）<2～5頁>、同（18）第2の1～3<3～7頁>）

（1）控訴人らは、昭和22年11月25日から昭和23年9月24日まで10回開催された「治水調査会利根川小委員会」（以下、第1において「小委員会」という。）議事録（甲B第190号証、乙511号証）によれば、八斗島基準地点の基本高水のピーク流量である $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は政治的に決定された数値であり、科学的な根拠がなく、控訴人らがこれまで主張してきた $1\text{万}5000\text{m}^3/\text{秒}$ 以下が正しい旨主張している。

小委員会議事録を俯瞰的に読めば、第4回までの小委員会においては八斗島基準地点のピーク流量を $1\text{万}5000\text{m}^3/\text{秒}$ として議論が進められていたことがうかがえる（乙511号証1～7頁）。そして、第6回小委員会において当時の第一技術研究所（現在の（独）土木研究所）から八斗島基準地点のピーク流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ が示され（乙511号証8・9頁）、第7回から第9回小委員会で議論を行った結果（乙511号証9～14頁）、 $1\text{万}6850\text{m}^3/\text{秒}$ を昭和22年9月の出水における最大流量として決定した事実が認められる（乙511号証21頁）。

控訴人らは、ピーク流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ に決める意思が小委員会の会議の途中から働いて、それ以外の案を排除するようになったと一方的に推測し、合理性を排除する意思が存在するとまで主張しているが、この小委員会議事録からそのような存在をうかがうことは全くできない。

控訴人らは、第8回小委員会議事録にある「結局討議の結果、利根川小委

員会に関係府県土木部長を加えた懇談会を開き、地方の政治的意向を聞いた上で改めて協議会（知事を含める）を開くことに決定」（乙511号証11頁）との記載のみを断片的に捉え、 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は政治的に決められたものと一方的に断定し、科学的な根拠がないと主張しているに過ぎない。

(2) 控訴人らは、利根川百年史の記載を引用し（乙512号証914頁）、「利根川改修改訂計画」（昭和24年2月）が承認される段階で、関係都県から河川改修などの要望が出された際に八斗島地点上流域を抱える群馬県は、八斗島地点よりも下流の支川の石田川、早川の改修要望を出しているが、八斗島地点上流域については一切触れていないことから、八斗島地点上流域には氾濫や洪水はなかったか、あっても深刻なものでなかったと主張しているが、これも資料を断片的に引用し、都合よく解釈した誤った主張である。

昭和24年2月11日に開催された「治水調査会利根川委員会」（以下、第1において「委員会」という。）議事録（乙511号証）によると、まず、「利根川改修改訂計画案」が朗読され、その後、計画洪水量等について個別案件の討議がなされていった。

その中で利根川本川の堤防余裕高についての討議がなされ、群馬県からは、当時の建設省の本川堤防計画は福島橋（八斗島地点上流）付近までとなっており、その上流は昭和22年の溢水により氾濫被害があった地区であったため、ある程度の補強がなされていることを踏まえ、計画区域をさらに上流の渋川市付近まで延長することを要望している（乙511号証85頁）。

また、支川の改修計画についても討議がなされ、当時の建設省から、八斗島地点上流の支川である鳥川、神流川、鏑川においても昭和22年の流量を勘案した計画の見直しを行うとの説明に対して、群馬県からは、八斗島地点下流の支川である石田川、早川も追加して欲しい旨の要望をしている（乙511号証93頁）。

このように、群馬県が八斗島地点下流の河川改修の要望しかしていないとする控訴人らの主張は、委員会議事録に記載された事実に反するものである。

さらに、群馬県にとって昭和22年の洪水が未曾有の甚大な災害であったことは、被控訴人ら準備書面（7）第1の4（3）（22～25頁）で述べたとおりであり（乙456号証＜写真2～写真4・写真6・写真7＞、乙458号証8・9頁、12・13頁、18～20頁、22～25頁、33～38頁）、これに加え当時群馬県では、昭和22年の洪水の甚大な被害を痛感し、群馬県復興方策委員会を設置し、当時の日本学術振興会（現在の日本学术会議）に対して災害の様相の科学的な究明、将来への災害防除策及び復興計画の調査・立案を要請し、日本学術振興会から報告された報告書が「カスリン台風の研究」（乙513号証）であり、これによれば当時の群馬県知事、群馬県県議会議長、日本学術振興会特別委員会委員長の言葉からも昭和22年の洪水が未曾有の大災害であり、最大限の危機意識をもって対処していたことがうかがえるのである（乙513号証序文1・序文3・序文5・序文6）。

控訴人らの八斗島地点上流域には氾濫や洪水はなかったか、あっても深刻なものでなかったものとの推測は、無責任きわまりないものであり、群馬県民にとって耐え難い暴言であろう。

(3) 上記したように、控訴人らは、60年以上前に開催された小委員会議事録と委員会議事録を断片的に都合よく解釈し、八斗島基準地点のピーク流量1万7000m³/秒には科学的な根拠がなく、自ら主張している1万5000m³/秒以下が科学的に正しいと主張しているが、小委員会議事録と委員会議事録からはそのような事実は全く確認できず、被控訴人ら準備書面（7）第2の1の主張（乙350号証の1＜3～7頁＞）が誤りなどと言えるものではない。

(4) いずれにせよ、控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

2 八斗島地点とその下流の川俣地点の観測流量について（控訴人準備書面（1

7) 第1部第1の1(6)イ<4・5頁>、同(18)第2の4<7~9頁>)

(1) 控訴人らは、八斗島地点から約30km下流にある川俣地点でのカスリン台風時の最大観測流量が1万3440m³/秒であり、八斗島地点の最大観測流量が1万7000m³/秒であるとすると、下流にある川俣地点での流量が上流の八斗島地点の流量より少ないため、不合理であり、辯護が合わないと主張している。

しかし、下流の川俣地点が上流の八斗島地点の流量より少ないとついては、利根川百年史では、「小委員会報告書では、石田川および早川の堤防決壊による利根川からの逆流量を1,500~2,000m³/秒と推定し、残りの1,410~1,910m³/秒は河道において調節されたと考えられるとした。」としている(乙512号証910頁)。

(2) 控訴人らは、上記の小委員会の報告について、広瀬川、小山川からの利根川本川への流入量がゼロである根拠が示されていないのに、カウントされていない(利根川本川への流入量をゼロとしている)旨、また、石田川、早川への利根川本川からの逆流は推測に過ぎず、利根川本川における河道貯留があったかどうかの根拠も示されていない旨主張している。

石田川、早川への利根川本川からの逆流があったことについては、日本学術振興会から報告された報告書「カスリン台風の研究」(乙513号証)に記載されている。

まず、石田川については、「然るに右岸は無堤であり従って小島、上小島高林208haに亘って午後2時頃より利根川の逆流により浸水し、徐々に増水し、午後7時~8時に於いて0.4mの増水であった。」と記載されている(乙513号証290頁)。

また、早川についても、「右岸は殆ど無堤に近く利根川の逆流を受けて溢流し晝頃より前小屋、二つ小屋まで逆流し、此の地区一帯199haに亘つ

て2.0m近い水深となった。堀口、前島地先の左岸は晝頃より全面的に溢流し、午後7時～8時頃には溢流水深は約0.2mに達し、遂に破堤欠潰した。即ち午後7時頃100m、24m、61m、26mと欠潰した。此の為に尾島町、前島、岩松、堀口、備前島、押切、上小島539haに亘って急激な増水を見た。此等の地区は1.0m～2.0mの浸水となつたがさらに午後11時～12時頃、広瀬川の侵入水の影響によって最深状態となつた。尚ほ小島上小島208haは利根川の石田川への逆流により午後2時頃より徐々に浸水していたが午後8時～9時急激に増水した。之れは地口地先早川左岸堤欠潰のためである。」と記載されている（乙513号証290頁）。

さらに、広瀬川についても、「広瀬川本川及び粕川（広瀬川の支川）は午後7時30分頃が最高水位であり、利根川は午後8時最高水位であった。然し広瀬川は利根川に対しては常に順流であった事は確認された。但し前述の如く、堤防は各所にて欠潰し午後8時に於ける広瀬川よりの侵入水による。浸水地区は4400haに達し、其の流量の大半は河道外に逃げ、利根川に合流した流量は極く少量と推定される。」と記載されている（乙513号証289・290頁）。

このように、小委員会及び委員会は、八斗島地点下流から川俣地点までに合流する支川である広瀬川、石田川、早川の状況をある程度把握した上で、議論を進めているのである。

(3) 被控訴人ら準備書面(7)第1の4(3)では、「昭和22年9月大水害の実相」(乙456号証)、「報道写真集カスリーン台風」(乙457号証)及び「カスリーン台風から50年 忘れられぬあの日」(乙458号証)により、八斗島地点上流域の本支川において大氾濫が発生し、甚大な被害となつたことを説明しているが、同様に八斗島地点下流域の川俣地点までの利根川左岸の支川である広瀬川、石田川、早川、小山川とそれらの支川においても、利根川合流点付近で大氾濫が発生し、甚大な被害となつてゐるのである(乙

456号証<写真3・写真5・写真7>、乙514号証36・37頁、乙515号証10・11頁、14・15頁、24~27頁)。

(4) 控訴人らは、「小委員会の報告で計算根拠が示されたのは利根川本川から石田川と早川への逆流 $1500 \sim 2000 \text{ m}^3/\text{秒}$ だけであり、川俣地点の最大観測流量が $1万3440 \text{ m}^3/\text{秒}$ なので、これらを合算しても、八斗島地点の最大流量は $1万4940 \sim 1万5440 \text{ m}^3/\text{秒}$ と推測されると主張している。」

まず、石田川と早川への逆流については、切れ口(破堤箇所の断面)や浸水状況からの推定値でしかない(乙511号証69頁)。

また、川俣地点の観測流量について「カスリン台風の研究」には、「浮子は竹浮子を使用し昭和橋より投下したが、時以後(その後)は昭和橋が破壊したので、流木の大きいのを見付けて之に依り観測し表面浮子として計算して見た。此の場合更正係数が問題となり、流量は他の観測箇所に比して精度が多少落ちると思われる。」と記載されており(乙513号証283頁)、相当な誤差が含まれると推定される。

さらに、控訴人ら自ら、河道貯留効果は河川工学において確立されている科学的知見である旨主張しているのであるから(控訴理由書第4部第3章第2<135頁>)、それを考慮すべきであるのに、これを考慮していない。

これらの事実から、控訴人らの主張は河川工学的な意味を持たない、単なる数字遊びに過ぎないのである。

第7回小委員会議事録では、「 $1万7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ が各方面から出たのだから、それを採る立前が正しいと思う。」、「八斗島で $1万7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ の合流量は信頼し得る数字であるから動かさない方が良いと思う。」との意見が委員からも出ており(乙511号証10頁)、控訴人らが主張する $1万4940 \sim 1万5440 \text{ m}^3/\text{秒}$ と小委員会が決定した $1万7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ とではどちらの精度が高いかについては自明の理であろう。

(5) 控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

3 東京新聞の報道について（控訴人準備書面（18）第1<2・3頁>）

(1) 控訴人らは、平成25年1月6日付けの東京新聞の報道（甲B189号証<東京新聞2013年1月6日付け>、乙516号証）を挙げ、昭和24年に策定された「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ の採用が合理的な根拠を欠いていたこと、また、この $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ という数字は、現在の八斗島地点の基本高水のピーク流量 $2\text{万}2000\text{m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字であり、前者に根拠がなければ後者にも根拠がないと主張している。

(2) まず、「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ が小委員会及び委員会の審議を経て、合理的に設定されたことは、上記の第1の1ないし2に述べたとおりである。

(3) 次に、「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ が現在の「利根川水系河川整備基本方針」における基本高水のピーク流量 $2\text{万}2000\text{m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字であるとしている点については、平成25年1月6日付けの東京新聞の報道記事の「国交省は現在、 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ を基に同台風並みの雨が降った場合、最大流量 $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ と想定し、八ッ場ダム計画を進めている。」との記載によるものであろうが（乙516号証）、誤解を招く誤った記載であり、これに基づく控訴人らの主張も誤ったものである。

昭和22年9月のカスリーン台風時の伊勢崎市八斗島地点の最大流量の推定値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は、昭和24年の「利根川改修改訂計画」の策定時に基本高水のピーク流量を設定するに際して参考とされたものである（被控訴人ら準備書面（3）第1の2（2）<16頁>、同（7）第2の1<25・26頁>、乙350号証の1<4~7頁>）。

これに対して、昭和55年に策定された「利根川水系工事実施基本計画」

では、昭和 55 年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として、カスリーン台風と同程度の降雨があった場合に、八斗島地点を通過すると推定される流量を（貯留関数法による）流出モデルで計算した 2 万 200 0 m³/秒と計算結果を確率処理した 1/200 確率流量 2 万 1200 m³/秒のいずれか大きい値を採用することとして、基本高水のピーク流量 2 万 2000 m³/秒と設定されたものである（被控訴人ら準備書面（3）第 1 の 2（3）<16・17 頁>、乙 256 号証の 1 <5・6 頁>）。

また、平成 18 年 2 月の「利根川水系河川整備基本方針」の策定に当たっては、社会資本整備審議会において、既定計画の基本高水のピーク流量について、年最大流量と年最大降雨量の経年変化、流量確率による検証、既往洪水による検証により、妥当であると判断されている（被控訴人ら準備書面（3）第 1 の 2（4）<17・18 頁>、乙 256 号証の 1 <8・9 頁>、乙 284 号証 20 頁）。

その後、平成 22 年に前政権下当時の馬淵澄夫元国土交通大臣が利根川水系の流出計算モデル等について検証することを表明し、国土交通省は自らデータを点検した上で、現行の流出計算モデルの問題点を整理し、蓄積してきたデータや知見を踏まえて新たな流出計算モデルを構築し、これを用いた基本高水の検証を行うこととした。その際に、学術的な観点からの評価が重要であり、評価をする上で客觀性と中立性の確保が不可欠なことから、その評価を日本学術会議に依頼した。

そして、国土交通省は、日本学術会議から提示された留意事項に沿って新たな流出モデルを構築し、八斗島地点における観測史上最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水のピーク流量の推定値を 2 万 1100 m³/秒、1/200 確率流量を 2 万 2200 m³/秒と計算し、日本学術会議もこの結果を妥当と結論付けている（被控訴人ら準備書面（3）第 2 の 3（2）力<3

9 頁>、同 (7) 第 1 の 1 (1) <5~8 頁>、乙 427 号証の 1 <17 頁>、乙 427 号証の 2 <20 頁>)。

なお、日本学術会議では、土木工学・建築学委員会の下に設置された河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会（以下「日本学術会議分科会」という。）において、京都大学及び東京大学が有する 2 つの異なる連続時間分布型モデル（以下、それぞれのモデルを「京大モデル」及び「東大モデル」という。）を用いて昭和 22 年の洪水流量の推定幅を推定し、その推定結果と新モデルの結果を比較しているが、その推定値の幅は、京大モデルを用いた場合には $2\text{万}0\text{9}0\text{8 m}^3/\text{秒}$ ~ $2\text{万}3\text{4}6\text{2 m}^3/\text{秒}$ の範囲、東大モデルを用いた場合には $2\text{万}0\text{4}5\text{0 m}^3/\text{秒}$ ~ $2\text{万}1\text{9}5\text{5 m}^3/\text{秒}$ の範囲となり、国土交通省が新モデルにより算出した昭和 22 年洪水におけるピーク流量 $2\text{万}1\text{1}0\text{0 m}^3/\text{秒}$ は上記推定値の幅の中にあり、妥当であることを確認している（被控訴人ら準備書面 (3) 第 2 の 3 (2) ウ <37 頁>、乙 427 号証の 1 <11・12 頁>、乙 427 号証の 2 <17 頁>）。

また、日本学術会議分科会が独自に、新モデルの基礎方程式、プログラムソースコードを確認した上で、（財）国土技術研究センターが一般に公開しているシステム上に新モデルを実装して昭和 33 年、昭和 34 年、昭和 57 年および平成 10 年洪水のピーク流量を計算し、国土交通省がエクセル（マイクロソフト社の表計算ソフト）上で作成した新モデルによる算定値と比較した結果、八斗島基準地点における洪水ピーク流量の違いは -0.7 % から +1.5 % であった。さらに、神戸大学が有する貯留関数モデルを用いて、昭和 57 年及び平成 10 年洪水のピーク流量を計算しており、国土交通省による新モデルを用いた算定値と比較した結果、八斗島基準地点における洪水ピーク流量での違いは、昭和 57 年洪水では -0.6 %、平成 10 年洪水では -0.8 % であった。以上より、国土交通省が作成し

た新モデルは、基礎方程式、数値計算手法について誤りがないことが確認されている（被控訴人ら準備書面（3）第2の3（2）ア<36頁>、乙427号証の1<9頁>、乙427号証の2<10頁>）。

さらに、国土交通省は、この検証の結果を、河川整備基本方針を定めるときに意見を聽かなければならない「社会資本整備審議会」の河川分科会に報告したところ、同分科会は、日本学術会議からの回答等を踏まえて、利根川の基本高水を変更する必要はないとの認識で一致した（被控訴人ら準備書面（3）第2の4<39・40頁>、乙460号証<23・24頁>）。

このように、昭和22年9月のカスリーン台風時の八斗島地点の最大流量の推定値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ を基に $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ を想定しているとの報道は全くの誤りである。 $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ は日本学術会議から提示された留意事項に沿って国土交通省が利根川の基本高水の検証において新たに構築した流出モデルから計算したものであり、八斗島上流域の氾濫量を用いて計算したものではなく、また、昭和24年策定の「利根川改修改訂計画」における小委員会や委員会の議論を基にしたものでもない。

控訴人らの主張は、誤った認識のものでしかない。

(4) なお、付言するに、大河原雅子参議院議員の「利根川・江戸川河川整備計画の策定に関する質問主意書」（乙517号証）及び「同答弁書」（乙518号証）によれば、大河原議員から「利根川・江戸川河川整備計画原案の治水目標流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は、国土交通省が利根川洪水流出計算の新モデルを使って $1/70 \sim 1/80$ の治水安全度に相当する流量を算出したものと説明されている。この新モデルで昭和22年カスリーン台風の再来計算流量は $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ （八斗島地点）であり、同台風の実績ピーク流量の公称値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ と比べて、 $4000/\text{m}^3\text{秒}$ 以上も過大であることから、新モデルの科学性の有無が利根川・江戸川有識者会議の

議論で大きな争点となってきた。さらに、本年2月21日の第9回利根川・江戸川有識者会議で『治水調査会利根川小委員会・利根川委員会の議事録』が委員からの要求により配布された。これはカスリーン台風直後の昭和22年11月から24年2月までの建設省内の委員会の議事録である。この議事録から、カスリーン台風洪水実績流量の公称値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は政治的に決められたものであり、実際の実績流量はそれより小さい数字で、 $1\text{万}5000\text{m}^3/\text{秒}$ 以下であったことを読み取ることができる。その結果、新モデルによるカスリーン台風の再来計算流量 $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ と実績流量との差は $6000\text{m}^3/\text{秒}$ 以上にもなり、新モデルは、過大な洪水流量を算出する非科学的な洪水流出計算モデルであることが一層明白になったと考えられる。このことについて政府の見解を明らかにされたい。」との控訴人らの主張に沿った質問（乙517号証10・11頁）がなされた。

これに対して、政府は、「御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省は、より精度の高い流出計算モデル（以下「新モデル」という。）を構築し、新モデルによる洪水の再現性の検討等を行うこととし、その結果を『利根川の基本高水の検証について』として取りまとめ、平成23年9月に公表したところである。また、当該検証に関しては、同年1月13日に日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し、同年9月1日に、新モデルについて、基礎方程式及び数値計算手法に誤りがないことを確認するとともに、観測データのない場合及び計画策定へ適用する場合に必要となる新モデルの頑健性を確認し、さらに、新モデルをそのような場合に適用したときの不確定性を評価した上で、新モデルによって計算された八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値等は妥当である旨の回答を得たところであり、同省としては新モデルは妥当なものであると考えている。なお、新モデルの構築に当たっては、同年11月から昭和23年9月の治水調査会利根川小委員会及び昭和24年2月の同調査会利根川委員会に

おける議論は基にしていない。」と回答している（乙518号証6・7頁）。

（5）控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

第2 控訴人準備書面（17）第1部第1の2～8、第2の1について

1 カスリーン台風の再来で2万2000m³/秒の大洪水が来襲するとの広報について（控訴人準備書面（17）第1部第1の2<5・6頁>）

控訴人らは、控訴人らが関東地方整備局の広報（利根川ダム統合管理事務所<関東地方整備局の出先機関>の「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水<想定される洪水>が発生した場合、利根川・八斗島地点<河口より185km>では22,000m³/sが流れると予想されます。」というホームページ）が虚偽であると指摘したことに対し、被控訴人らが、控訴人らは基本高水の定義や算出された流量の前提条件の違いを理解しておらず、混同しているだけであると反論したことについて、2万2000m³/秒は被控訴人が主張するような流量計算を示しているだけなどとは到底言い得ず、また、流量設定そのものに何らの根拠もなく、被控訴人らが意識的に論点をずらし、虚偽の説明を続け、反論になっていない旨主張している。

利根川ダム統合管理事務所のホームページには、利根川で発生した主な洪水と治水計画の変遷として、昭和22年9月に発生したカスリーン台風時の八斗島地点における流量は1万7000m³/秒（推定値）、昭和55年に策定された利根川水系工事実施基本計画の八斗島地点における基本高水流量は2万2000m³/秒である旨記載されており、カスリーン台風と同じ降雨があった場合に想定される洪水が2万2000m³/秒と述べているのである。

また、この2万2000m³/秒は、被控訴人ら準備書面（3）第2の3（2）（36頁）、同（7）第2の7（32・33頁）及び上記第1に述べたとおり、根拠があるものであり、被控訴人らが意識的に論点をずらし、虚偽の説明を

続いているという控訴人らの主張は、基本高水の定義や算出された流量の前提条件の違いを全く理解していない控訴人らの単なる言いがかりである。

控訴人らの主張は失当である。

- 2 基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒から2万2000m³/秒に増加させた際の説明について（控訴人準備書面（17）第1部第1の3<6～8頁>）

控訴人らは、控訴人らが基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒から2万2000m³/秒に増加させた際の被控訴人らの説明（被控訴人らが関東地方整備局からの回答として原審で提出した乙256号証の1の2の回答の（1）<4頁>と乙353号証の1の5の回答（1）<12頁>の説明）はその場その場で場当たり的な対応である旨主張したのに対し、被控訴人らは、関東地方整備局は一貫した説明を行っており、控訴人らの主張は基本高水のピーク流量の意味を理解しておらず失当である旨反論しているが、これは、新たに「河川整備に対する社会的要請」や「将来的な河川整備の状況等も含めた検討」との文言を付加し、「将来的な計画値」などと新たな事情を付加して言い逃れをしようとしているもので、その場その場で場当たり的な対応を行っているものだと再度主張している。

乙256号証の1の説明は、「利根川を取り巻く情勢が一変したため」と、昭和55年に「利根川水系工事実施基本計画」を改定して基本高水のピーク流量を変更した理由を説明したものであり、乙353号証の1の説明は、これに「昭和55年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒2万2000m³と定めた」と検討の内容や基本高水のピーク流量が「利根川水系工事実施基本計画」の計画値であることがわかるようにより丁寧な説明を加えているものであり、場当たり的な対応を行ったものではない。

控訴人らの主張は、河川計画や基本高水のピーク流量の意味を理解しておらず、言葉尻をとらえた単なる言いがかりであり、意味のない主張である。

また、控訴人らは、被控訴人らが昭和24年に策定された「利根川改修訂計画」の基本高水のピーク流量1万7000m³/秒は、貯留関数法が開発される前（貯留関数法は昭和30年代に開発された。）に推算された流量であり（乙256号証の1<6頁>）、八斗島上流域での氾濫があることを前提としているが、昭和55年に策定された「工事実施基本計画」の基本高水のピーク流量2万2000m³/秒は、貯留関数法で算出された流量で八斗島上流域の洪水調節施設での調節（氾濫を含む。）がないことを前提とした流量であると述べたことについて、このような主張はこれまでになされていない旨主張している。

この被控訴人らの主張は、被控訴人らが原審で提出した関東地方整備局からの回答（乙256号証の1<6頁>）に基づいて述べたものであり、被控訴人ら準備書面（7）で初めて示したものではない。

控訴人らは、「上流部での氾濫」の話は、昭和24年の基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒と決めた際の議論では全く出ておらず、昭和55年の河川審議会計画部会でも「上流部での氾濫」に関する議論は殆どなされず、実質1回の審議、総会での審議を含めて2回で終わった旨主張している。

カスリーン台風における「上流部での氾濫」は、上記第1及び被控訴人ら準備書面（7）第1の4（3）（22～25頁）に述べたとおり、内水氾濫も含め大氾濫があったことは歴史的事実である。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

3 森林の保水力について（控訴人準備書面（17）第1部第1の4<8～11頁>）

控訴人らは、控訴人らが昭和24年の「利根川改修訂計画」から30年が経過して利根川を取り巻く情勢が一変したのは流域の森林の保水力である旨主張したのに対し、被控訴人らは、森林の保水力については、昭和22年

のカスリーン台風以降の今日までの経年変化において大洪水時のピーク流量を大きく低減させるほどの変化が現れておらず、飽和雨量は流域の乾湿状況により変化する数値であり、洪水ごとに違った数値になるものである旨反論しているが、いずれも理由がないなどと主張している。

上記の「森林の保水力については、・・・変化が現れていない」ことについては、被控訴人ら準備書面（3）第2の3(2)エ（37・38頁）に述べたとおり、日本学術会議の「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」（乙427号証の1<12頁>、乙427号証の2<18頁、179～183頁>）から引用したもの、「飽和雨量は・・・洪水ごとに違った数値になるものである」ことについては、被控訴人ら準備書面（7）第1の2(2)（12～14頁）に述べたとおり、日本学術会議の公開説明会「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」議事録の小池委員長の説明（乙449号証（甲B164号証）13頁）から引用したものであり、日本を代表する科学者による客観的かつ科学的な説明であって、理由がないなどといえるものではない。

一方、控訴人らは、関良基の計算結果などをもとに、森林の保水力による飽和雨量の増大は顕著である旨主張しているが、被控訴人ら準備書面（7）第1の3(3)（17・18頁）に述べたとおり、関は流出計算モデルの専門家ではなく（森林政策等が専門のようである。）、貯留関数法のモデルの意味を理解しているとは思われず、その関による流出計算モデルに客観的かつ科学的な根拠があるとは到底いえない。また、昭和20年代から50年代にかけて森林の保水力が多少向上したとしても、森林の保水力によって大洪水時におけるピーク流量を大きく低減させるほどの変化が現れていることは、科学的に論証されていない。また、関は、甲B165号証で、「近年、人工林の管理放棄が問題になっている。間伐のされない人工林は、過密状態で林内も真っ暗になり、太陽光が林床に届かず下草も生えない状態で放置されている。

それが雨水の土壌浸透度の低下を招き、洪水流出が増えてしまっているのではないかと懸念されている。」（甲B165号証11頁）と述べており、森林の保水力を維持させることの難しさを認識しているようである。

控訴人らは、ダムの貯水容量を超える超過洪水に対しては、緊急放流によって対処せねばならないから、逆に洪水被害の拡大につながる旨主張しているが、何を根拠にこのような主張をしているのか不明であり、失当の主張である。また、森林の保水力の観点からみれば、超過洪水は森林の保水力が大洪水時のピーク流量を大きく低減させることができないことから発生するといえるのであり、控訴人らは森林の保水力は大洪水時にはピーク流量を低減させることができないということを認めているとも言え、控訴人らの主張は矛盾したものである。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

4　さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答について（控訴人準備書面（17）第1部第1の5<11・12頁>）

控訴人らは、控訴人らが「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」についてのさいたま地裁からの調査嘱託に対し、関東地方整備局河川部河川計画課長（平成20年1月当時）が虚偽的回答をした旨主張したのに対し、被控訴人らは、「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」を含む現行モデルについては、日本学術会議分科会が独自に検証を行い、基礎方程式及び数値計算手法において誤りがないことを確認した旨反論したことについて、関東地方整備局が裁判所の調査嘱託に対して故意に虚偽的回答をするという犯罪行為を行ったことを指摘している控訴人らの主張に対し、被控訴人らの主張は、認否・反論の体をなしていない旨主張している。

関東地方整備局が故意に虚偽的回答をしたかどうか等については、被控訴

人らはさいたま地裁の調査嘱託に関与していないため、認否・反論する立場はない。

いずれにしても、控訴人らの主張は意味のない主張である。

5 基本高水の計算の前提条件である河道断面について（控訴人準備書面（17）第1部第1の6<12・13頁>）

控訴人らは、控訴人らが上記のさいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答の基本高水の計算条件たる河道断面の情報提供の仕方が極めて不誠実である旨主張したのに対し、被控訴人らは、関東地方整備局の回答にある「計画堤防高」との表示を「堤防工事のための堤防高」と考えているのであれば基本高水の意味や利根川の治水計画等を理解していないことからくる誤解でしかない旨反論したことについて、再度、関東地方整備局の回答は不誠実である旨主張している。

さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答については、被控訴人らが関与したことでもなく、被控訴人らはその回答が不誠実であるかどうかについて反論する立場はないが、被控訴人らは、関東地方整備局の回答を踏まえて、河道断面の考え方や利根川の治水計画等についてわかりやすく被控訴人ら準備書面（7）（30～32頁）に説明している。

控訴人らの主張は意味のない主張である。

6 「2万2000トンありき」の検討－馬淵大臣の謝罪という主張について（控訴人準備書面（17）第1部第1の7<13・14頁>）

控訴人らは、日本学術会議の評価結果（控訴人らは検証結果と述べているが、河川流出モデル・基本高水の検証を行ったのは国土交通省であり、日本学術会議は学術的な観点からの評価を行ったのであるから、評価結果というべきである。）は、①既往最大洪水であるカスリーン台風洪水の実績流量とされる $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は、治水計画上の基本高水のピーク流量をそのまま鵜呑みにしたものに過ぎない、②同会議が採用しているカスリーン台風洪水

のピーク流量を2万1100m³/秒と算定した流出計算技法は世界的にも未確認の手法である、③中規模洪水で得られたパラメータを用いて大規模洪水の流出計算を行うと過大な値が出るという致命的な欠陥を持つ計算技法を採用している、④実際に採用した流出率のデータが利根川上流域の実態とはかけ離れており、かつ流出が高くなるデータを用いて得た計算結果である、⑤その計算流量とカスリーン台風洪水との実績流量とが大きく乖離するなどのことから、まったく信用するに値しないものであり、この日本学術会議の結論を受けた平成23年9月5日開催の「社会資本整備審議会河川分科会」での結論も信用できないと主張している。

①については、被控訴人ら準備書面(3)の第1の2の(2)(16頁)及び同(7)の第2の1(25・26頁)、上記の第1の1(6~9頁)に、②については、被控訴人ら準備書面(3)の第2の3(2)カ(39頁)及び同(7)の第1の1(1)(5~8頁)に、③については、被控訴人ら準備書面(7)の第1の1(2)(8~11頁)に、④については、被控訴人ら準備書面(7)の第1の3(14~19頁)に、⑤については、被控訴人ら準備書面(7)の第1の4(19~25頁)に説明したとおりである。

わが国を代表する科学者で構成される日本学術会議の評価結果を根拠もなく信用できないなどというのは暴言であり、この評価結果を受けた「社会資本整備審議会河川分科会」の結論が信用できるものであることはいうまでもない。

また、控訴人らは、カスリーン台風において八斗島上流域に大きな氾濫があったことは「真っ赤なウソ」だと主張しているが、上記第1の1の(2)、被控訴人ら準備書面(7)第1の4(3)(22~25頁)に述べたとおり、内水氾濫も含め大氾濫があったことは歴史的事実であり、根拠のない暴論である。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

7 利根川の整備状況と現況の流下能力について（控訴人準備書面（17）第1部 第1の8<14~17頁>）

控訴人らは、懲りもせず、平成18年2月策定の「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」（乙461号証（甲B84号証））や関東地方整備局が作成した資料「利根川の整備状況（容量評価）」（乙462号証（甲B49号証））、八斗島基準地点より下流部の堤防の余裕高が2.0mとされていることなどから、八斗島基準地点より下流においては、「利根川水系河川整備基本方針」の計画高水流量（河道を流れる計画流量）1万6500m³/秒規模の洪水であればほぼ溢れない程度の整備がなされているなどと同じことを主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（3）第1の2（5）（19頁）及び同（7）の第2の8（34~36頁）に述べたとおりであり、繰り返して説明する必要はないであろう。

また、控訴人らは、被控訴人らが、関東地方整備局が行った「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、八斗島基準地点より下流の川俣地点付近では現況の流下能力が1万4000m³/秒程度しかないなど、利根川には広瀬川等合流点付近から河口まで計画高水流量を流下させる能力がない旨反論したことについて、計画高水流量1万6500m³/秒まではあふれることがないように堤防が概成されていることは関東地方整備局が以前に発表している資料から明らかであって、1万4000m³/秒の計算は信用するに値しない旨主張している。

この点についても被控訴人ら準備書面（7）の第2の8（34~36頁）及びそこに引用の被控訴人ら準備書面に述べたとおりであるが、付言すると、関東地方整備局が発表した「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」（乙461号証（甲B84号証））には、「堤防高は概ね確保されており、既に橋梁、樋管等多くの構造物も完成している」（乙461号証（甲

B 8 4 号証) 2 4 頁)、「直轄区間の堤防が全川の約 9 5 % にわたって概成(完成、暫定)している」(乙 4 6 1 号証 (甲 B 8 4 号証) 2 9 頁) などと堤防が概成していることが記載されている一方で、「高水処理計画」として、「水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図る観点から、掘削等により河道の流下能力や遊水機能の増大を図ること」(乙 4 6 1 号証 (甲 B 8 4 号証) 2 4 頁) や、「河道計画」として、「流下能力が不足する区間については河川環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流下させるための断面)を確保する。」(乙 4 6 1 号証 (甲 B 8 4 号証) 2 9 頁) と記載されており、流下能力が不足する(計画高水流量 1 万 6 5 0 0 m³/秒が流れない)区間があることが明確に示されている。

さらに、控訴人らは、耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端での流下が可能となれば、河道の流下能力は飛躍的に拡大する旨主張しているが、この点については、被控訴人ら準備書面(3)の第 1 の 2 (6) エ(2 4 ・ 2 5 頁)に述べたとおりである。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

8 八ッ場ダムの治水効果が下流に行くほど減衰するという主張について(控訴人準備書面(1 7) 第 1 部第 2 の 1 <1 7 ・ 1 8 頁>)

控訴人らは、控訴人らが八ッ場ダムの利根川における洪水調節効果量は、3 調節池(稻戸井・菅生・田中調節池。茨城県取手市付近)より下流では 8 0 ~ 1 4 0 m³/秒に落ち込むなど下流に行くほど治水効果が減衰することなどから、利根川の下流部に位置する千葉県にとって、八ッ場ダムは意味を持たない治水施設である旨主張したのに対し、被控訴人らは、下流部での 8 0 ~ 1 4 0 m³/秒という洪水調節効果は、群馬県などの利根川上流部における築堤等の河道整備では発揮できない効果であり、ダムという洪水調節施設であるからこそ発揮できるものである旨反論しているが、8 0 ~ 1 4 0 m³/秒という洪水調節効果は、控訴人らの計算によると八斗島基準地点の水位に

するとわずか数センチの効果でしかなく、水位数センチ程度の洪水調節効果をもって、八ッ場ダムは必要不可欠な施設だと強弁する被控訴人らの主張は全く妥当ではない旨主張している。

被控訴人ら準備書面(7)第3の1(1)ないし(2)(36~39頁)に述べたとおりであるので、繰り返しは避けるが、 $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ という洪水調節効果は、茨城県及び千葉県に位置する3調節池（稻戸井・菅生・田中調節池。茨城県取手市付近）より下流の効果量であり、八斗島基準地点での効果量ではなく、八斗島基準地点の効果量は、関東地方整備局が行った「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、吾妻川上流域での降雨量が少なかったカスリーン台風を除く流量規模の大きな7洪水で、 $730 \sim 1820 \text{ m}^3/\text{秒}$ と算出されている（乙419号証4~22頁）。控訴人らは、 $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ （あるいはその中間値的な $100 \text{ m}^3/\text{秒}$ ）という洪水調節効果量で八斗島基準地点での水位を算出しようとしているが、誤りである。

また、控訴人らは、被控訴人らが河川法63条1項に関する「多目的ダムの建設は、他の都府県にも著しい利益をもたらす場合が多い。」（乙464号証<399頁>）という河川法の逐条解説を引用したことについて、逐条解説を引用したところで下流部での洪水調節効果が変わるものではないなど主張している。

河川法の逐条解説により下流部での洪水調節効果が変わるものではないことは当然なことであるが、被控訴人ら準備書面(7)の第3の1(1)ないし(2)(36~39頁)に述べたとおり、八ッ場ダムは利根川下流域の治水にとって、著しい効果があることは明らかである。

繰り返しになるが、利根川の治水対策は、堤防強化等の河道整備のほか、本支川上流域でのダム群の整備、中流域での調整池の整備、下流域での放水路や排水機場の整備など、それぞれの地域で役割分担をし、水系全体として徐々に治水安全度の向上を図るものであり、八ッ場ダムも上流域のダム群の

一つとしてその一環をなしているものである。控訴人らは極端な治水効果の得られる施設でなければ「著しい利益」とはいえないと考えているようであるが、そうであれば誤りである。

第3 控訴人準備書面（17）第1部第2の2について

1 八ッ場ダム建設事業の検証における八ッ場ダムを含む治水対策案と八ッ場ダムを含まない4つの治水対策案の事業費比較について（控訴人準備書面（17）第1部第2の2（1）<18頁>）

控訴人らは、被控訴人らの八ッ場ダムに代わる4つの治水代替案の費用と支出済み費用を含めた八ッ場ダムの全体事業費を比較することは歴史を遡らせるだけの無意味な主張であるとの主張に対して、八ッ場ダム計画を策定する前の段階で他の治水代替案の真摯な検討が欠けていたなどと主張しているが、この点については、治水の観点からの総合評価が行われた結果「八ッ場ダムを含む治水対策案」が最も有利であるとされ、これは科学的・客観的な検討の結果であり、このことについては、被控訴人ら準備書面（3）第3の1・2（1）ア（40～49頁）、同（7）第3の2（1）（39～41頁）に述べたとおりである。

2 八ッ場ダムの洪水調節効果量について（控訴人準備書面（17）第1部第2の2（2）<18・19頁>）

控訴人らは、八ッ場ダムの洪水調節効果量についての被控訴人らの主張は計算モデルや洪水調節方式等が異なることから単純に比較できないと述べるだけでは反論の体をなしておらず、千葉県が計算モデルや洪水調節方式等に則し具体的かつ詳細に比較検討すべきであると主張しているが、控訴人ら準備書面（11）[補遺]（2）イ（20頁）における控訴人らの主張を繰り返し述べているに過ぎず、従前の主張の域を出るものではない。これらの主張に対しては、被控訴人ら準備書面（3）第3の2（1）ア（イ）（47頁）、同（7）第3の

2 (2) (41・42頁) に述べたとおりである。

3 八斗島地点の流量の取り扱いについて（控訴人準備書面（17）第1部第2の2（3）<19・20頁>）

(1) 控訴人らは、被控訴人らが論難するようにカスリーン台風による洪水を恣意的に除外しているわけではなく、カスリーン台風による洪水時の八斗島地点の実際の流量は $1\text{万}5000\text{m}^3/\text{秒}$ 以下であったと主張しており、 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ はそれと比べても過大であるが、カスリーン台風による洪水を除くとさらに過大さが際だつことを述べたものであると主張している。

まず、八斗島地点の実績流量については、上記第1、被控訴人ら準備書面（3）第1の2（2）（16頁）、同（7）第2の1（25・26頁）に述べたとおりであり、利根川の治水対策に何ら責任を負わない、618万県民のうちわずか48名の者がカスリーン台風を除外して議論するのは勝手であるが、カスリーン台風による洪水被害が戦後最大の甚大なものであり、利根川流域の1都5県において未曾有の大災害をもたらし、千葉県においても死者4名、浸水家屋917戸、田畠の浸水 2010ha という大きな被害が発生しているのである（被控訴人ら準備書面（3）第1の1（2）<8・9頁>、同（7）第1の4（3）<22～25頁>）、利根川流域県民の生命と財産を守る責任を負う立場にある千葉県としては、カスリーン台風を考慮しない勝手な治水計画の議論などは決して容認できるものではない。

(2) 控訴人らは、利根川・八斗島地点における過去60年間の観測流量の最大値は $9220\text{m}^3/\text{秒}$ であるのに対して、国土交通省関東地方整備局による八ッ場ダムに係る費用対効果分析における想定洪水流量では、年超過確率1/5で $5464\text{m}^3/\text{秒}$ 、1/10で $7590\text{m}^3/\text{秒}$ 、1/30で $1\text{万}1128\text{m}^3/\text{秒}$ 、1/50で $1\text{万}3172\text{m}^3/\text{秒}$ であり、過大な洪水流量が想定されている旨主張しているが、八ッ場ダムに係る費用対効果分析については、日本学術会議が妥当であると判断した総合確率法（乙427号証の1<16

頁>、乙427号証の2<18頁>)により超過確率流量を計算しており、控訴人らが主張するような過大な設定にはなっていない。年超過確率1/70～1/80に相当する流量は1万7000m³/秒(八斗島基準地点)であるが、カスリーン台風を除く過去60年間のみを取り上げて、過大であるとするのは適切ではない。

(3) 控訴人らは、被控訴人らの主張が、利根川以外の他の直轄河川の社会・経済的重要性を不当に低くみるような主張をしており、この点も妥当性を欠くと主張している。

被控訴人らは、そのような主張を全くしていない。被控訴人ら準備書面(3)第3の2(1)ア(ア)(42・43頁)に述べた「八ッ場ダム検証において、利根川水系の河川整備計画相当の目標流量は、利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に相対的に高い水準を確保することが適切であること、「河川整備計画」は「河川整備基本方針」に沿った段階的な中期的な計画であり、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮する必要があることから、年超過確率1/70～1/80に相当する1万7000m³/秒(八斗島基準地点)と設定されているものである(乙419号証4-11頁)。」という主張を指摘しているのであれば、見当違いも甚だしい主張である。

(4) 控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

第4 控訴人準備書面(17)第1部第2の3について

控訴人らは、控訴人ら準備書面(12)において、国が行った費用便益比計算(費用対効果分析)により算定した八ッ場ダム建設による便益が、河川法63条1項の「著しい利益」を定量的に示していると決めつけた上、その便益の計算は非科学的な内容であるとし、便益計算で算定された洪水被害額は現実から全く遊離した仮想の数字であるから、そこから求めた便益は科学的な根拠

が皆無であり、八ッ場ダムによる「著しい利益」は不存在であるなどと主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）（44～60頁）に説明したとおりであるが、これに対し、控訴人らは、控訴人ら準備書面（17）において、国が「マニュアル（案）」によって費用対効果分析を行っていることは認めているものの、この八ッ場ダム建設事業の便益計算が現実的ではなく、合理的ではないことを再度主張した上で、便益計算の手法と結果の妥当性を立証すべきだなどと主張している。これらの控訴人らの主張はほとんど繰り返しあしかなく、これらの主張によって国土交通大臣の納付の通知が違法無効となったり、千葉県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となったりすることはあり得ないため、本件とは関係のない無意味な主張でしかないが、従前の扱いに従って、念のため説明する。

1 「非現実的な洪水流量を想定していること」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）ア<20・21頁>）

控訴人らは、国土交通省の実施した費用対効果分析が「マニュアル（案）」に従ったものであることを否定するものではないとした上で、費用便益比計算における想定された洪水が現実から乖離し、また、費用便益比計算の結果として算出されている被害想定額が、実態に比べてあまりに過大で架空のものであるとし、マニュアル（案）に従って洪水を想定したからよいというものではないなどと主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）第3の3（2）①（47頁～49頁）で主張しているところであるが、マニュアル（案）（0. 前文0. 1 治水経済調査の基本的な考え方）（乙4-66号証2頁）によれば、「洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、他の河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うためには、対象とする洪水の規模をその生起確率から設

定することが必要となる。洪水の生起確率を評価するためには、各河川流域で現在までに得られた降雨や流量などの資料をもとに水文統計解析を行う必要があるが、一級水系における将来の整備目標 $1/100 \sim 1/200$ に対して、我々が利用できる降雨や流量資料は高々 $40 \sim 50$ 年程度のものであり、水文統計解析の標本の大きさとして必ずしも十分なものであるとは言い難く、今後の洪水の発生状況によっては、洪水の生起確率が変化する可能性があり、従って対象とする洪水の規模が変化する可能性がある。」としており、また、「堤防は歴史的治水対策の産物であり、堤体内の構成材料を特定することが困難であるため、相対的・定性的な堤防の信頼度評価はなし得たとしても、絶対的な信頼度評価を行うことは現実的には不可能に近い。」とされているところであり、したがって、今後、昭和 22 年 9 月洪水のような年超過確率 $1/200$ の洪水が発生する可能性はあるし、無害流量（洪水氾濫が生じない最大の流量。ここでは、年超過確率 $1/1$ の洪水）で被害が絶対に発生しないと言えるものでもないのである。控訴人らは過去の実績や統計から洪水発生の可能性、つまり、絶対に洪水被害が発生しない流量が設定できるとしているが、過去の実績はあくまでも過去の状況を示しているのにすぎない上、仮に試算をしても、その試算値をもって、今後絶対に洪水は発生しないと断言できるわけがないのである。

便益計算における洪水の想定は、あらゆる洪水発生の可能性を踏まえて行われるものであり、そのような考え方を踏まえたマニュアル（案）に沿って、国は八ヶ場ダム建設事業の「便益」を算定するために適正に洪水を想定しているのである。

したがって、これらの想定が非現実的だなどという控訴人らの主張は、便益計算について理解していない失当の主張である。

なお、付言するに、平成 25 年 4 月 12 日に、環境省、文部科学省、気象庁が公表した気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート「日

本の気候変動とその影響（2012年度版）」（乙519号証）によると、気候変動の影響により、渇水リスクの増加、大雨災害の深刻化が指摘されており、全国の1級河川を対象とした研究では、河川の最終整備目標を越える洪水が起こる確率は、将来において現在の1.8～4.4倍程度になると予測している。

2 「過大な洪水被害額を想定していること」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）イ<21・22頁>）

控訴人らにおいて国の便益計算の手法により計算したところ、年超過確率1/200までの洪水が来ると想定した洪水被害額は、毎年平均で8643億円にもなり、1/50規模の洪水でも年平均洪水被害額が八ッ場ダムがない場合で4820億円などと、1/200規模以下の洪水でも巨額な被害額となっていると主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）第3の3（2）②（49～52頁）で述べているとおりである。

また、控訴人らは、「水害統計」による被害額と便益計算のために算定した洪水被害額とを単純に比較できないというのは当然のことであるとした上で、同じ河川の洪水被害を対象としているのであるから目安としての意味は有するとし、便益計算による洪水被害額と実際の被害額の乖離について、会計検査院が平成22年10月に国土交通省に対して「便益計算を合理的なものにすべき」という意見を出したことを持ち出し、会計検査院も控訴人らと同様の見解に立っていると主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）の3（2）⑥（55～57頁）で述べたとおりであるが、付言すると、国土交通省は、「河川事業の評価手法に関する研究会」（乙520号証）を設置し、便益に計上されていない評価項目を定量的に推計するための「水害による被害指標分析の手引き」の策定作業を進めており、今後も便益計算がより合理的なものになるよう改善整

備していくとしている。

3 「堤防高のスライドダウン評価による流下能力の過小評価」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）ウ<23頁>）

控訴人らは、便益計算において、現況堤防の幅が計画値以下の部分は堤防としての機能がないとして、「スライドダウン」という方法によりその部分の現況堤防高を低く設定していることは合理的ではなく、計画堤防の幅に達していないが現実に相当幅の堤防が存在している場合、計画堤防の幅に満たなくとも堤防は存在するのだから、堤防機能の存否を対象とした絶対的な判断ではなく、何割程度の安全度が確保できるか十分に想定できたとし、国はそのような検討を行わず、一律ゼロ（堤防としての機能がない）の判断をしたなどと主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）第3の3（2）③（52・53頁）で述べているとおりであるが、洪水被害は自然現象であるため、今後、どのような状況が発生するかは、絶対的に予想はできないことであり、この程度の堤防幅があれば何割安全であるなどと論じることは、無責任なことである。

控訴人らはこのような意味を理解しておらず、失当な主張である。

4 「想定破堤地点と氾濫開始流量想定地点を変える奇妙な計算」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）エ<23～25頁>）

控訴人らは、氾濫ブロック毎に無害流量が流れた場合、ブロック内のあらゆる地点で破堤する可能性があり、被害が最大となる一点を「破堤地点」とし、そこに無害流量以上の流量が流れた場合破堤するとしたマニュアル（案）のルールそのものが、徒に被害を大きく見せかけるような欺瞞に満ちたものである、そもそもスライドダウンした地点は脆弱な箇所であり、その地点と破堤地点を違えていることは矛盾している、また、堤防のどの地点が脆弱であるいは強固かは国が知悉しているもので、そこを強化すればよいことであ

り、被害が最大となる地点において破堤するなどとはあり得ないなどと主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（7）第3の3（2）④（53・54頁）で述べたとおりであり、控訴人らの主張は単なる言いがかりである。

5 「上流側ブロックと下流側ブロックが同時氾濫するとしていること」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）才<25・26頁>）

控訴人らは、上流側ブロックが氾濫すれば、河道内の洪水の一部が河道外に流れ、その分下流の流量が減るため、下流側ブロックは氾濫する可能性が減るにもかかわらず、氾濫ブロック毎に便益計算を行い、それを単純に足すということは非現実的な計算であり、正確な被害額など出せるはずがなく、「被害額を捏造するための計算」でしかないなどと主張している。

この点については、被控訴人準備書面（7）第3の3（2）⑤（54・55頁）で述べたとおりであり、被害額を捏造するための計算という控訴人らの主張は単なる言いがかりである。

6 「まとめ」について（控訴人準備書面（17）第1部第2の3（2）力、第1部第2の3（3）<26～28頁>）

控訴人らは、便益計算について被害額算定の前提となる破堤の想定自体が完全に誤っており、不合理且つ非現実的なものに過ぎない、被控訴人は便益計算の合理性について検討を行っていない、国土交通省の行った便益計算は、経済的に評価できる内容の便益すら証明できていない、さらには、被控訴人は便益計算のほかに八ッ場ダムの「著しい利益」を定量的に示すべきであるなどと、主張している。

この点について、費用対効果分析においては、あらゆる洪水発生の可能性を踏まえて行われることや、堤防の歴史的な建設経緯や堤防内部の構成材料が完全に把握されていないことから、相対的・定性的な堤防の信頼度評価はなし得たとしても、絶対的な信頼度評価が出来ないとしていることなど、分析の目的に沿

った前提に基づき行われている。これに対し、控訴人らは、便益計算について国は欺瞞に満ちた著しい利益を定量的に示しているなどと主張しているが、制度の趣旨を理解しない誤った主張である。なお、国土交通省は、上記第4の2において述べたとおり、今後もより合理的な計算手法を検討していくとしているのである。

控訴人らの主張は失当である。

第5 大熊孝の意見について

大熊孝新潟大学名誉教授（以下「大熊」という。）は、日本学術会議分科会では、第4回分科会において利根川の洪水に詳しい専門家として意見を述べている（乙487・489号証）。また、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）を策定するに当たって設置された利根川・江戸川有識者会議（第5回から第11回）の委員として、再三意見を述べているが、他のほとんどの委員から賛同を得られていない（ことはその議事録＜乙499～505号証＞を読めば明らかである）。

平成25年6月3日に行われた大熊の証言は、場外論争をしているようなものであるが、平成25年5月15日付で被控訴人らが提出した「証拠申出書（補充）に対する意見書」（6～16頁）で述べているとおり、従前の2回にわたる証人尋問、日本学術会議分科会、利根川・江戸川有識者会議での意見、同人の提出した意見書（共著を含む。）の繰り返しに過ぎない。

これらの大熊の意見は、「はじめに」に述べたように、国土交通大臣の受益者負担金の納付の通知を違法無効たらしめたり、千葉県知事の国庫への納付を違法たらしめたりするものではないため、本件とは関係のない無意味なものでしかないが、念のためコメントをすることとする。

1 カスリーン台風時の実績流量と八斗島上流域での氾濫について（平成25年6月3日大熊証人調書（以下「大熊調書」という。）1～11頁）

大熊は、大熊自らの意見書（甲B196号証）の趣旨を、昭和22年のカスリーン台風時の八斗島基準地点における実績流量は1万5000m³/秒から1万6000m³/秒が妥当であり、八斗島上流で氾濫した事実はないとした上で、甲B162号証の1の図1（9頁）から八斗島上流での氾濫量を推定し、水深1メートルと仮定した場合の氾濫面積は1万ヘクタールになるがその根拠となる氾濫図が間違っていると述べている（大熊調書1・2頁）。

まず、この甲B162号証の1の図1（甲B196号証の図1、控訴人ら準備書面（7）10頁の図も同様である）については、被控訴人ら準備書面（7）第1の4（1）（19・20頁）に述べているとおり、出所不明のハイドログラフに基づくもので、氾濫量の計算過程も不明であって、適切なものではない。

次に、大熊は、大熊自らの意見書（甲B162号証の1）において、国土交通省が日本学術会議分科会に提出した水害被害図や利根川ダム統合管理事務所が作成した氾濫図は、実際に氾濫しない部分まで氾濫している杜撰なものであり、また、東京新聞の報道（甲B189号証）をとりあげ、大熊が第9回利根川・江戸川有識者会議（乙496号証）へ提出した意見書（甲B192号証）をもとに、カスリーン台風直後に開催された小委員会の議事録（甲B第191号証、乙511号証）では八斗島上流での氾濫の議論がされておらず、大きな氾濫があったのであれば治水調査会での氾濫の議論があるはずであるから、利根川上流で河道から大きな氾濫はなかったというのが事実であり、八斗島基準地点の実績流量1万7000m³/秒は何らかの政治的意図があったのではないかと思うなどと、あたかも新事実が判明したかのように意見を述べている（大熊調書2～11頁）。

これらの点については、上記第1、被控訴人ら準備書面（3）第1の2の（2）（16頁）、同準備書面（7）第1の4及び第2の1（19～26頁）、及び原審における被控訴人ら準備書面（9）第2の2（5）及び（6）（9～

11頁)、同(23)第1の1(2)(4・5頁、乙350号証の1<10・11頁、14・15頁)、乙334号証15~22頁、42・43頁)に述べたとおりであり、八斗島基準地点の上流域では内水氾濫も含め大氾濫があったことは歴史的事実であって、八斗島基準地点の実績流量は1万7000m³/秒なのである。

また、大熊は、証言のなかでも述べているとおり、平成24年10月4日に開催された第6回利根川・江戸川有識者会議(乙500号証)において大熊意見書(甲B162号証)を提出し、今回の証言と同様な意見(乙500号証23・24頁、32・33頁)を述べているが、国土交通省からは、昭和22年洪水の氾濫図として資料4の「4. 昭和22年9月洪水の氾濫量の推定について(参考)」(乙521号証)が配布され、これは国土交通省から日本学術会議分科会に提出した資料であること、利根川上流の氾濫について記載されている資料はほとんどなく唯一入手できた群馬県水害被害図をもとに氾濫量を算出したものであること、この資料の計算結果は利根川における新たな流出計算モデルの構築には用いていないことなどについての説明が行われており(乙500号証19・20頁、28頁、33~35頁)、また、日本学術会議分科会の委員長でもあった利根川・江戸川有識者会議の小池俊雄委員からは、「大熊先生からご指摘のあった氾濫データのことは、日本学術会議の分科会で検討した際に、大変苦慮いたしました。大熊先生に専門家として来ていただきまして間違いであるというご指摘がなされ、一方で国土交通省からはそのデータが出てきました。確かなデータがないなかでどう判断するかということを非常に苦慮いたしたところです。私どもがやれたのは何かと言いますと、……、この21,000m³/sと17,000m³/sの差分を説明するメカニズムはないかを検討したことです。その結果、比較的小規模の氾濫であってもピークの遅れが、下流のピークの低減につながるメカニズムがあるということがわかりました。大熊先生は鳥川で、ここ

は氾濫しているというところの指摘をされておりましたので、そこで非常に幅の狭い氾濫域の計算をしたところ、鳥川と鏑川が合流するところでピークの遅れが出ることによって、合流したピーク流量が下がることがわかりました。ピークの高いものと高いものがあたると非常に大きなピークができますが、ピークの遅れが非常に小規模な貯留によって生じると、ピークが低減する水理現象のメカニズムを説明した次第です。現在でありますと、例えば合成開口レーダーというような道具がございまして、そういう小規模な上流域にわたる小規模な氾濫域を同定することができて、こういう計算を全部やることができます。ただ、残念ながら昭和22年にはそういうデータがございませんでしたので、私どもはそういうメカニズムが起きうる、ですから、この差分を全部貯留させなくてもこういうギャップは生じますということを述べたに過ぎません。ですからこれを実証的に説明したという段階には至っていません。これは、私どもが解析する上で、信頼のおけるデータが何かということを、大熊先生を専門家としてお招きしてご意見を聞いた上で判断し、その限界の中で取りうる方法でした。」（乙500号証30頁）、「私どもは先ほど言ったメカニズムをいろいろなところにあてはめることができます。当然のことながらピークの遅れ効果が重なってきますので、低いピーク値を得ることができます。それに対する根拠というものを持っております。これは分科会の中のメンバーでもだいぶ議論したんですが、そういう根拠のないものでシミュレーションした結果を出すことは妥当ではないと判断し、考えられるメカニズムだけを、はっきりしたデータを用いて説明したわけです。大熊先生がお話になったように部分的に説明したという段階にしかとどまっておりません。これが私ども学術の判断でございます。」（乙500号証34頁）と述べている。

このように、国土交通省が行った昭和22年9月洪水の氾濫量の推定（乙521号証）は、当時の詳細なデータがない中でのあくまでも試算であり、

また、その計算結果は利根川における新たな流出計算モデルの構築には用いていないのである。したがって、この氾濫量の推定（試算）についてあれこれ議論をしても無意味なことである。

さらに、 $2\text{万}1\,000\text{m}^3/\text{秒}$ と $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ の差分について、八斗島上流域での大規模な氾濫を前提としない限り説明できない旨の大熊の意見については、日本学術会議分科会は議論を重ねた結果、学術的な判断として、信頼に足りる限られたデータのみを用いて分析しても、過大な氾濫が無くともピーク流量が低下するというメカニズムを確認できるとしているのである。大熊は、国土交通省が推定（試算）した昭和22年洪水の氾濫量に対して言いがかりをつけているに過ぎない。

なお、付言すると、大熊は、原審における被控訴入ら準備書面（23）第1の1（4）（5頁）に述べたとおり、自己矛盾の主張を繰り返していることは明らかである。

2 東大モデルについて（大熊調書11～13頁）

大熊は、平成25年2月21日に開催された第9回利根川・江戸川有識者会議において提出した「利根川水系河川整備計画の治水目標流量に関する意見書」（甲B第193号証）について、「これは、平成23年9月1日付けの日本学術会議の回答に対して意見を述べたものであり、東大モデルで新モデルの妥当性を検証しているが、東大モデルに問題がある」と証言し、また、「第8回利根川・江戸川有識者会議への意見書－小池俊雄教授への質問を中心にして」（甲B第197号証）の図1（2頁）をもとに、①平成10年洪水の実績ハイドログラフと計算ハイドログラフにはずれが生じており科学的な手法としておかしい、平成10年洪水の実績ピーク値 $9\,710\text{m}^3/\text{秒}$ と計算ピーク値 $1\text{万}1\,057\text{m}^3/\text{秒}$ には約14%の差があり、量（ボリューム）としては $6\,800\text{万m}^3$ の差があり誤差の範囲ではない（大熊調書11～13頁）、②国交省の新モデルでは反映している物理的な内容（流域が湿っている

状況と乾燥している状況の違いによる流量)を東大モデルでは反映しておらず物理的な齟齬がある、日本学術会議の結論には大きな疑問がある、科学的に言って不正確な数式であるなどと述べている(大熊調書13頁)。

まず①の点については、第8回利根川・江戸川有識者会議において小池委員は、「まず第1点目は、大熊先生から、この平成10年でキャリブレーションをやり直すべきとのご指摘がありました。・・・流出解析をやるときは、・・・何か1つのイベントに合わせてモデルをつくるのではなくて、複数のいろいろなさまざまな現象に合わせて安定したモデルをつくるということを水文学ではやってきました。・・・、モデルそのものは1年間のすべてのデータを用いてモデルをキャリブレーションし、その後、2001年から4年間の、しかも4地点で河川流量の検証をやって、非常に高い精度の結果を得ております。なぜこのモデルをここに使ったかというのは、・・・、流量観測データのない昭和22年の再現計算をやるということは、いわゆる事後解析ではなくて、予測と同じことをやらなくてはいけません。洪水前の流域の状況とかがわからなくて、その中で計算をするわけですから、過去の流量データと雨のデータ、その他のデータがあって、収支を合わせてから波形を決めるという、いわゆる流出解析の事後解析とは違います。初期条件も流量もわからない中で、どれぐらい流出するかを推定しないといけないわけです。そういう場合は流域内の水の循環、あるいは土壌水分など、全てわかつていなければいけません。・・・例えばRsaの物理的意味であるとか、二山洪水という疑問にきっちりお答えのできる、物理的な結論を出すことのできるモデルが必要ということも踏まえて、このモデルを使いました。検証につきましては、・・・、きっちり検証して、非常に高い精度であるということで、しかも土壌水分は日本の場合、観測値がございませんでしたので、衛星観測による地表面の温度の分布もよく合うことなども用いて検証したモデルを使いました。ですから、その段階で平成10年のこの差というのは、モデルの

限界ということもございますし、この間に観測されたさまざまな誤差も含まれているものと考えています。大熊先生のご指摘は少し間違っておられましたけれども、検証した期間に一番直近の結果である平成10年が一番合っていないかったわけでございますが、もっと以前の昭和33年とか34年が非常に高い精度で合っていたわけです。学術的に観測値と推定値があつてあるかどうかの判断は、5か月間の計算を行つて、かつピークに重点がおかれるナッシュの係数（被控訴人ら注：「1.0」で完全に合つております、「0.7」以上でモデルの再現性が高いとされている<乙449号証13頁>）というもので評価しております。その結果、非常に高い精度（被控訴人ら注：東大モデルは、低水から高水まで長期にわたつて適合性が良く、ナッシュの係数は0.8以上になつてゐる<乙427号証の2の179頁>）であると判断されましたので、このモデルが使えると判断しました。そういうわけで、・・・、この平成10年の1つの山を合わせるということでモデルをつくり直すということの水文学的意味はあまりないと私は考えております。」（乙502号証23・24頁）と述べております、②の点については、「新モデルと東大モデルで差があるというご指摘につきましては、日本学術会議でも検討いたしました。・・・大熊先生がおっしゃったように、流域の貯留量が大きいときはたくさん流出する、つまり土壤水分が高いときは流出量が大きく、逆に土壤水分が小さいときは初期損失が多いのであまり出てこないという傾向が違つております。この理由については実は別の観点からこれを調べておりますが、33年と34年だけ、計算された土壤水分の値と流出率の関係がほかの2年、57年と平成10年と異なつております。・・・、雨の値というか流出特性が違うようになっておりました。ここを詳しく検討いたしましたところ、こういう解析をやるには時間雨量を使うわけですけれども、日本学術会議では昭和33年以降ずっと系統的に時間雨量のあるデータだけを使って、ティーセン法という空間補正手法を用いてグリッドに変化した雨のデータセットを

作成して解析に用いましたが、国交省は時間雨量のある観測点の周りにある1日雨量のデータを時間データに分解して、要するに雨量観測点の数を増やして計算しておられます。この差が特に時間雨量観測点の少ない利根川の上流域のところでよく見えておりまして、私自身はそういう時間雨量を空間補正するときの手法の違いではないかという考察を回答の中で申し上げています。」（乙502号証24頁）と述べている。

このように、日本学術会議分科会の委員長でもあった利根川・江戸川有識者会議の小池委員は、大熊の意見に対して、すべて明快に回答しており、また、日本学術会議分科会では、細かな点についても議論に議論を重ねて科学的な結論を出しているのであって、大熊及び控訴人らの日本学術会議の議論は間違っているとの主張は全く理解に苦しむものである。

3 八ッ場ダムが完成したとしても様々な問題があることについて（大熊調書13・14頁）

大熊は、平成25年3月18日に開催された第11回利根川・江戸川有識者会議において提出した「利根川・江戸川治水計画に関する意見書」（甲B第194号証、以下「大熊意見書」という。）を基に、八ッ場ダムが仮に完成したとしても様々な問題があると述べている（大熊調書<13・14頁>）。

その問題点として、大熊意見書の「1. 利根川治水計画と八ッ場ダムに関する基本的な考え方」では、八ッ場ダム建設反対の理由として、①八ッ場ダムによって、川の連続性が遮断されること、②八ッ場ダムの洪水調節効果は、限られた降雨パターンの場合にしか効果がなく、実績最大洪水のカスリーン台風豪雨には効果が0（ゼロ）であること、③八ッ場ダムは排砂機能を備えておらず、いずれ貯水池は土砂で満杯となり、治水・利水機能を消失すること、④八ッ場ダムの上流域には高原野菜の産地があり、土壌の流失と共に、肥料・農薬の流失があり、それが八ッ場ダムの貯水池に堆積して、水質が悪化し、利水や観光面に悪影響を及ぼすこと、⑤草津での酸性水中和によって

コンクリートダムの建設が可能になっているが、この酸性水中和を永遠に続けることは不可能であり、酸性水中和を中止すればコンクリートダムは崩壊を免れないこと、⑥八ッ場ダム貯水池周辺は、多くの住民が住むところであると共に地すべりを起こしやすい地質であり、今後、ダム操作による水位変動で大規模崩壊が起こる可能性が高いこと、を挙げ、さらに、⑦このようなダムは建設しない方が地域振興の観点からも得策であるとしている。

まず、①、④、⑤、⑦の点については、被控訴人ら準備書面（8）第3の1（29・30頁）、原審における被控訴人ら準備書面（14）、同（20）第5の4（2）（40頁）、同（23）第5（25頁）、同（27）第6（40・41頁）で述べており、また、乙第279号証の1の1～4（1～13頁）、乙第376号証の1の国土交通省関東地方整備局長の回答に述べられているとおりである。また、②の点については、被控訴人ら準備書面（3）第1の2（6）（20頁）で、⑥の点については、被控訴人ら準備書面（8）第1（6～21頁）で述べたとおりである。以下、付言する。

まず、①の点については、国土交通省関東地方整備局が作成した「『利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）』について学識経験を有する者、関係住民、関係県等から提出された意見に対する関東地方整備局の考え方」（乙522号証、以下「関東地整回答」という。）では、「八ッ場ダム建設事業を進めるに当たり、自然環境に関しては昭和52年以来、水質、地形、地質、植物、動物、自然景観についての現地調査及び文献調査等を実施し、昭和60年12月に『建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日建設事務次官通達）』に基づき環境影響評価の手続を完了しています。」「事業者としては、これまで環境への配慮が必要な事項については調査及び環境保全対策を実施してきましたが、平成11年に施行された環境影響評価法に基づく評価項目についても、専門家等の指導・助言を得ながら調査及び環境保全対策の検討を続けています。」、

「『八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討』においては、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に環境への影響等の評価軸で評価しています。」（乙522号証13頁<論点番号60>）などとしており、関東地方整備局は、環境への影響やその保全対策等について適切に検討している。

③の点については、上記の関東地整回答では、「『八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討』においては、堆砂計画の点検に当たって、これまでの調査結果をもとに最新の堆砂量の推定方法を用いて堆砂計画の点検を行っています。」、「計算の結果、現計画における堆砂容量（1, 750万m³）と大きく変わるものではなく、八ッ場ダムの堆砂計画は妥当と判断しています。」、「ダム完成後については、ダム貯水池の堆砂状況を把握し、適切に管理します。」

（乙522号証14頁<論点番号62>）などと考え方を述べており、関東地方整備局は八ッ場ダムの堆砂計画について検討し、ダム完成後も適切に管理していくこととしている。

④の点については、関東地整回答では、「『八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討』においては、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に水素イオン濃度、CODやヒ素等を含む水質、水環境の観点から評価を行い、水素イオン濃度及びCODはダム建設前後の変化が小さいと予測しています。」、「また、貯水池内のクロロフィルaは、ダムサイト付近表層地点で年平均値が3.6～6.1μg/Lであり、八ッ場ダム貯水池は、OECDによる富栄養化区分（一般に用いられる指標）の中栄養湖に区分されるという試算結果を得ています。」、「八ッ場ダムの水環境の試算結果では、「水温」、「土砂による水の濁り」に対する環境保全対策として、選択取水設備、浅層曝気及び弾力的運用を実施することにより、冷水放流の抑制及び濁水長期化が低減されるという試算結果を得ています。」（乙522号証13頁<論点番

号 6 1 >）としており、関東地方整備局は、八ッ場ダムの水質（富栄養化）についても適切に検討しているのである。

⑤の点については、関東地整回答では、「品木ダムは、源泉から継続的に流入する強酸性（pH 2～3）の河川水を中和し、酸性河川による酸害を低減し河川環境及び水質を改善するために必要なものであることから、八ッ場ダムの有無に関わらず、今後とも適切に管理してまいります。」（乙522号証21頁<論点番号103>）としており、酸性水中和を中止すればダムの崩壊を免れないという大熊の主張は、ただの妄想に過ぎない。

⑥の点については、関東地整回答では、「八ッ場ダムの建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで地質や地すべりの専門家等の助言を得ながら、貯水池周辺全域を対象に空中写真、地形図、文献資料等を収集し、それらを基に、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所について、現地踏査により、詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行いました。このうち、湛水による地すべりの可能性が高いと分類した箇所について、詳細踏査、ボーリング調査、動態観測を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行いました。」、「『八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討』においては、最新の全国共通の技術指針（「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」平成21年作成）に基づき、レーザープロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえ、各箇所の対策の必要性、対策案を改めて検討した結果、従前から対策を予定していた3箇所に加え、新たに8箇所で対策が必要となる可能性があることがわかりました。実際の施工に当たっては、必要に応じて、新たに地質調査等を行った上で、これらの結果を詳細設計に反映することとしています。」（乙522号証11頁<論点番号57>）などとしており、関東地方整備局は、様々な調査・検討を行い、地すべり対策が必要な箇所について対策を行っていくのであるから、ダム操作による水位変動で大規

模崩壊が起こる可能性が高いなどという大熊の主張は、単なる妄想にすぎない。

⑦については、関東地整回答では、「八ッ場ダムでは、既に地元住民で組織するダム対策委員会等で『ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興』の実現に向けた取組みが実施されています。また、付替道路等の機能補償とあわせて行われるインフラの機能向上等、水源地域対策特別措置法に基づく補助事業や水源地域対策基金による事業、措置により、ダム関係地域の生活環境、産業基盤等の整備が図られる計画となっています。」（乙522号証12頁<論点番号59>）としており、八ッ場ダムを建設しない方が地域振興の観点からも得策であるとする大熊の主張は、地元住民の意向とは真逆の暴言である。

以上のように、関東地方整備局は、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討」（乙419号証）において、治水面、利水面、環境面などのあらゆる点について「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を行っており、その結果、八ッ場ダムを含む案が最も有利であったことは、被控訴人ら準備書面（3）第3（40～66頁）で述べたとおりである。

大熊の主張は、いずれも八ッ場ダム建設を中止させるための方便でしかない。

4 貯留関数法について（大熊調書14～17頁）

大熊は、平成25年3月18日に開催された第11回利根川・江戸川有識者会議において提出した「利根川・江戸川治水計画に関する意見書」（甲B第194号証）において、貯留関数法新モデルに大きな問題があることを述べているとし、大熊自らが作成した「貯留関数法の新旧モデルの定数等対照表」（甲B第194号証<3頁>）について、飽和雨量の値が54流域すべて同じ48mmという条件で計算した国土交通省の旧モデルの数値が2万

2000 m³/秒であったが、新モデルでは流域毎に飽和雨量を分けて計算しても2万1000 m³/秒となっており、両者にほとんど差がないことから定数K、Pの値を変化させているのではないかと思われる、K、Pの妥当性を判断する根拠がなく適用根拠も明らかにされていない、貯留関数法では左辺と右辺で次元が合わないという式で計算されており、経験的に決めなければならぬ数字（K、P）のきちんとした判断材料がない、富永靖徳著の「貯留関数法の魔術」（甲B195号証）について、利根川・江戸川有識者会議において富永氏の参考人招致の意見を出したが議題にも上がらなかつた、K、Pの妥当な決め方が書かれており新モデルは極端に変な数字になつてゐる、妥当なK、Pで計算すれば流量はもっと下がるはずである、新モデルの飽和雨量をそのままとし、旧モデルのK、P値を使用すれば（基本高水ピーク流量が）1万6000 m³/秒ぐらいになる、などと述べている（大熊調書14～17頁）。

これらの点については、まず、大熊本人が述べているとおり、同人は「流出解析を専門としてやってきた人間ではない」（乙505号証16頁）が、大熊自らが作成した「貯留関数法の新旧モデルの定数等対照表」（甲B第194号証3頁）については、第11回利根川・江戸川有識者会議において小池委員（流出解析の専門家）は、「これはどういうふうにされたかということをお尋ねしたいと思うんですが、『新モデルの飽和雨量をそのままとして、旧モデルのK、Pをあてはめれば』ということで、これは国土交通省がされたように、近年の洪水に関する適応度というものをちゃんと見ておられるのかをご確認いただきたいと存じます。普通だと飽和雨量だけを変えてK、Pを変えないと合わなくなると思いますが、それをされないままやられたというのは問題があると思います。・・・・、過去の洪水履歴に関する検証をやった上で、新モデルのK、Pを定めて出したものが今回使われているわけですがけれども、片方のパラメーターを変えて旧モデルのままでやるということ

は、この貯留関数法の適用上おかしいと思います。」と述べている（乙505号証12・13頁）。このように、大熊の「貯留関数法の新旧モデルの定数等対照表」（甲B第194号証3頁）は、単なる数字遊びでしかなく、貯留関数法を十分理解しているとは言い難いようである。また、国土交通省の新モデルのK、Pについては、被控訴人ら準備書面（7）第1の1（2）（8～11頁）で述べているとおり、日本学術会議が学術的な評価を行い、妥当と確認されていることから、根拠がないなどと言えるものではない。

次に、富永靖徳著の「貯留関数法の魔術」（甲B195号証）を引用し、貯留関数法では左辺と右辺で次元が合わないと指摘されていることについては、第10回利根川・江戸川有識者会議において小池委員は、「富永先生は、物理学のご専門ということで、・・・。ただし、まことに残念なことが2点ございまして、富永先生は力学の世界でご議論をされておられます、現象をどのように考えられているのかという視点が、この論説の中にはないということが1点目でございます。・・・2点目は、・・・関委員から、こういう次元が合っていないという指摘があったというお話をありましたときに、当方からご説明させていただいたのですが、1977年から82年ぐらいにかけて、この問題は水理学、水文学の分野で非常に精力的に研究されました。・・・流れの形態が、表面を水が流れる場合、層流的に流れる場合、土の中を流れる場合、これをダルシー則と言いますけれども、そういうさまざまなお流れの形態に応じて、この貯留関数のKとかPは変わってくると申し上げました。力学的な流れの式から、この貯留関数が求まると申し上げ、1977年の畠先生の論文が皮切りで、・・・最近では2009年に呉さんとか、山田さんの論文も出ていて、これも今なおいろいろな検討が進んでいると思います。この分野に関する専門家が貯留関数法を適用する場合の共通の理解は、このように流れの方程式から導き出される貯留関数は、流れの形態に応じてモデルの係数が決まり、物理的な意味を有していると考えております。

す。そういう論文を一切リファーされないでこれをお書きになっているところが、非常に残念でございます。」、「Pはこの流れの方程式の^{べきじょう}幕乗の係数に相当しますので、これは無次元として扱います。ところが、Kは次元を持つております。・・・マニングの粗度係数nもきちんと次元を持っておりまして、左辺と右辺で次元の合った流れの方程式です。そこから導き出しておりますので、Kは次元を持っております。ですが、・・・この定数のべき乗のPというものの値に応じてKの次元が変わります。そういうことから、通常これを使うときは、あまり次元を気にしないで使うのが実情のようです。しかし、理論的にはきちんと次元を持った係数でございます。」（乙504号証20・21頁）と述べ、貯留関数法の右辺と左辺の次元は合っているのであり、物理学が専門の富永氏は貯留関数法について理解していないと言わざるを得ないとしている。

また、貯留関数法の新モデルについては、被控訴人ら準備書面（7）第1の1ないし4の（2）（5～22頁）で述べたとおりであるが、第10回利根川・江戸川有識者会議において小池委員は、「（日本学術会議分科会では）流出解析法全般をまずレビューをいたしまして、その中で貯留関数法の基本構造と、その留意点をまとめております。最終的にその議論の中で、まず、・・・治水計画においては、生起頻度が高くない、まれにしか起こらないような極端な現象に対する流域の応答を予測する必要があるので、我が国でこれまで多数の流域で適用実績を持っていて、信頼性がある貯留関数法を用い、しかもその程度、ある程度分布型のモデル形式として利用していくのが現実的であると考えられると結論づけました。」と述べている（乙504号証22頁）。

このように、日本学術会議の分科会では、流出解析の専門家らによって貯留関数法に関する議論を尽くしているのであって、大熊は河川工学の専門家かもしれないが、流出解析の専門家ではなく、同人の意見によって結論が覆

えるものではないのである。

なお、大熊は、利根川・江戸川有識者会議において富永氏の参考人招聘の意見を出したが議題にも上がらなかったと述べているが、利根川・江戸川有識者会議は、「利根川・江戸川有識者会議規約」(乙490号証)にあるとおり、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法16条の2第3項(乙509号証)に基づき学識経験を有する者等の「意見を聴く場」として設置しているものであり、また、貯留閑数法を用いた利根川の新たな流出計算モデルについては有識者会議の委員から何度も丁寧に説明がなされているのであって、全国で標準的に用いられている「貯留閑数法」の手法の適否について利根川・江戸川についての意見を聞くことが目的である有識者会議において改めて意見を聞く必要はないと判断したのである(乙522号証25頁<論点番号116>)。

5 千葉県にとっての八ッ場ダムの効果について(大熊調書17~19頁)

大熊は、控訴人ら準備書面(11)の表Ⅲ(10頁)について、八ッ場ダムがない場合と八ッ場ダムがある場合の下流3調節池(菅生調節池、田中調節池、稻戸井調節池)下の流量の差 $140\text{ m}^3/\text{秒}$ は、利根川の川幅を考えると水深にしてせいぜい6センチメートルであり、八ッ場ダムがあっても千葉県では数センチメートルしか効果がない、昭和22年のカスリーン台風では、吾妻川流域では降雨がなかったことから、八ッ場ダムの効果はゼロであるはずなのにゼロになっていないと述べている(大熊調書17~19頁)。

この点については、上記第2の8、被控訴人ら準備書面(3)第1の2(6)(20頁)及び第1の3(25~30頁)、同(7)第3の1(1)(36~38頁)、原審における被控訴人ら準備書面(1)(13・14頁)、同(9)(17・18頁)、同(15)(11~14頁)、同(20)(27~30頁)、同(23)(8・9頁)で再三述べたとおりであり、河川工学の専門家とは

思われないような八ッ場ダム建設事業に反対するだけの意見といわざるを得ない。

第3部 地すべり等に関する主張について

第1 控訴人準備書面（17）第2部について

「はじめに」に述べたように、控訴人らの地すべり等に関する主張は、国土交通大臣の納付の通知の無効事由には当たらず、千葉県知事の受益者負担金の国庫への納付を違法たらしめるものではないため、本件とは関係のない無意味な主張でしかない。

しかし、被控訴人は、被控訴人ら準備書面（8）において控訴人らの地すべり等に対する主張に対し説明（反論）しているため、従前の扱いに従って説明未了の控訴人準備書面（17）について説明するが、従前の主張の繰り返しにすぎないため、以下従前の説明（反論）箇所を指摘することとする。

1 ダム貯水池周辺の地すべり調査（控訴人準備書面（17）第2部1（1）（28～30頁））

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、控訴人らが主張する4箇所の地すべり地について、現地調査が極めて不十分であるにもかかわらず、ダム本体工事へ移行するため一方的に安全宣言を行い、現在の地すべり防止工事をそのまま進めようとしている旨主張しているが、原審における控訴人らの最終準備書面（5）第3章第2（2）ア・イ（60・61頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、原審における被控訴人ら準備書面（13）第1（3・4頁）、同（20）第5の3（2）ウ③（39頁）、同（23）第4の1（2）（23・24頁）、同（27）第5の1（35・36頁）及び当審における被控訴人ら準備書面（8）第1の2（1）イ（ア）（14頁）に述べており、また、乙277号証の1の回答（以

下「地すべり回答」という。) オ(5・6頁)、乙374号証の1の回答(以下「奥西意見書回答」という。)1(4~6頁)で述べられているとおりである。

2 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり対策工(控訴人準備書面(17)第2部1(2)~(4)(30~41頁))

控訴人らは、控訴人らが主張する具体的な地すべりの危険性について、被控訴人らは実質的な反論を行っていないとして、控訴人らが原審において主張していた貯水池周辺の4地区における地すべりの危険性に関する主張を繰り返している。

被控訴人の反論について、次のとおり被控訴人の従前の主張の箇所を指摘しておく。

(1) 川原畠二社平地区について(控訴人準備書面(17)第2部1(3)ア(31・32頁)、(4)ア(39頁))

控訴人らは、二社平地区における、国土交通省関東地方整備局の想定するすべり面は、地すべり区域を過小評価した場合のものであり、計画されている対策工では、ダムの湛水により将来起こるであろう地すべりに対しては到底安全の確保は期待できない旨主張しているが、このことについては、原審における被控訴人ら準備書面(13)第1の2(2)ウないしオ(13・14頁)、同(27)第5の2(36・37頁)に述べており、また、地すべり回答2ウないしオ(9・10頁)、奥西意見書回答2(1)(8・9頁)で述べられているとおりである。

(2) 林勝沼地区について(控訴人準備書面(17)第2部1(3)イ(32~35頁)、(4)イ(39・40頁))

控訴人らは、林地区勝沼の中央部の大きな地すべりについて、平成元年に国道145号とJR線路の岩盤に押し出しや沈下が認められ、群馬県が対策工事を行っているにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、地すべり

の動きについて何の説明もせず、中央部の大きな地すべりを否定している旨主張しているが、このことについては、原審における被控訴人ら準備書面(13)第1の3(2)(15・16頁)、同(27)第5の3(37頁)・第5の6(2)(39頁)に述べており、また、地すべり回答3(11・12頁)、奥西意見書回答2(2)(9・10頁)で述べられているとおりである。

(3) 横壁白岩沢右岸地区について(控訴人準備書面(17)第2部1(3)ウ(35・36頁)、(4)ウ(40頁))

控訴人らは、白岩沢右岸地区における「ブロック⑦」の崩壊が、山の上部へ連鎖し拡大する危険性があるにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、何ら対策を講じていない旨主張しているが、このことについては、原審における被控訴人ら準備書面(13)第1の5(2)(19・20頁)、同(27)第5の4(37・38頁)・第5の6(4)(40頁)に述べており、また、地すべり回答5(16・17頁)、奥西意見書回答2(4)(10・11頁)、乙386号証の1(奥西意見書に対する追加回答)で述べられているとおりである。

(4) 横壁小倉(西久保)地区について(控訴人準備書面(17)第2部1(3)エ(37・38頁)、(4)エ(40・41頁))

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、横壁小倉地区において地すべりの発生後に対策工を施行したが、同様の地質・地形条件を持つ小倉地区の上下流側では地すべり対策は行われておらず、同地区で発生した地すべりの危険性を見逃していたにもかかわらず、それらの教訓を活かそうとしていない旨主張している。また、小倉地区一帯の法面保護工では地下水の侵出や土砂の流出も止まっておらず、同地区では地すべりの危険も土砂流失の危険も現在しているとも主張している。これらについては、原審における被控訴人ら準備書面(13)第1の4(2)(17・18頁)、同(27)第5の5(38頁)・第5の6(3)(39・40頁)に述べており、地すべり回答4(1)

3・14頁)、奥西意見書回答2(3)(10頁)で述べられているとおりである。

3 大滝ダムの現在の状況（控訴人準備書面（17）第2部2（41頁））

控訴人らは、奈良県の大滝ダムを失敗例である旨繰り返し主張しているが、このことについては、当審における被控訴人ら準備書面（8）第1の2（3）（17頁）に述べたとおりである。

4 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討(以下「八ッ場ダムの検討」という。)における地すべり対策

(1) 地すべり地形等の抽出について（控訴人準備書面（17）第2部3（1）（42頁））

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局が行った八ッ場ダムの検討におけるレーザープロファイラー測量図による地すべり対象地等の抽出は、従来の地すべり抽出箇所の22箇所を対象としたものであり、この22地域を細分化したにすぎない旨主張するが、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（8）第1の2（4）ア（イ）（19頁）に述べたとおりである。

(2) 地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について（控訴人準備書面（17）第2部3（2）42頁）

控訴人らは、八ッ場ダムの検討における地すべり等の安定解析では「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説（平成21年7月国土交通省河川局治水課）」（乙479号証）に基づき地すべりの安定解析に用いる数値を機械的に設定しているだけであり、八ッ場ダム周辺の地形・地質条件を考慮すべきである旨主張しているが、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（8）第1の2（4）イ（イ）（19・20頁）に述べたとおりである。

(3) 地すべり対策施設における地震対策について（控訴人準備書面（17））

第2部3(3)〈42・43頁〉)

控訴人らは、地震時における地すべりの挙動に関する評価手法が現時点で研究途上であるからといって、地震時の外力を全く無視してよいということにはならないと主張しているが、控訴人らの主張には何ら理由がなく、何を言いたいのか不明である。

なお、地すべり対策施設における地震対策については、原審における被控訴人ら準備書面(23)第4の2(2)(24頁)及び当審における被控訴人ら準備書面(8)第1の2(4)ウ(イ)(20・21頁)で述べており、奥西意見書回答3(2)(13頁)に述べられているとおりである。

5まとめ

貯水池周辺の地すべりの調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般的であり、八ッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られていくものであり、被控訴人ら準備書面(8)第1の1(6~13頁)に述べたとおり、国土交通省関東地方整備局によつて行われた八ッ場ダムの検討にその調査結果を反映することができたレーザープロファイラー等の最新技術による精度の高い調査もその一例であつて、検討過程の一断面をとらえて、八ッ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのは極めて不適切である。

いずれにせよ、地すべり等の問題は事業施行上の技術的問題に過ぎず、このような事柄は千葉県を含む1都5県にとって一見して明白なものではないため、国土交通大臣の受益者負担金の納付の通知を違法無効たらしめるものではない。

第2 控訴人準備書面（17）第3部について

控訴人らは、控訴人ら準備書面（17）（44～49頁）において、被控訴人ら準備書面（9）に対して反論しているが、このことについては、当審における被控訴人ら準備書面（9）、同（11）及び同（11）-2で述べたとおりであり、あえて再反論する必要はないと思われる。

補 足

本件は、「はじめに」で述べたように、法律問題で決着させるべき事案といえるが、最後に、八ッ場ダム建設事業のこれまでの経緯と現状について簡単に触れておきたい。

八ッ場ダム建設事業は、利根川の治水政策と関係都県の利水にとってに必要な施設として、昭和42年以降長い年月をかけて関係都県や専門家等を交えて検討が重ねられ、推進されてきた事業であり、また、地元住民等の長年にわたる議論と苦渋の選択により受け入れられた事業である。

しかし、平成21年9月の政権交代により、民主党の前原元国土交通大臣が突如八ッ場ダム建設事業の中止を明言したことによって混乱が始まった。この八ッ場ダム建設事業中止方針に対しては、根拠の説明がなく、代替案の提示もなく、関係都県、地元住民、沿川住民等の意見を聽かず、その意向に反してなされた頭ごなしの決め付けであったことから、関係1都5県、地元町村・住民、沿川住民等から強い抗議と中止撤回の要請が寄せられた。

国土交通省は、予断を持たずダム事業の検証を行うこととし、平成21年12月3日には、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立ち上げ、その後馬淵元国土交通大臣就任後の平成22年9月27日には、有識者会議がまとめた「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ」が国土交通大臣に報告され、検証の対象とされた全国の83事業84施設の各個別ダムの検証が始まることになり、八ッ場ダムについて

は、同日に「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（検証に係る検討の透明性と客観性を確保するため、検討主体＜関東地方整備局＞及び関係地方公共団体の長＜1都5県知事と9市区町長＞を構成員とする検討の場）が設けられることとなった。

その後、八ッ場ダム建設事業は、検証のプロセスをすべて終了し、平成23年12月22日に、前田元国土交通大臣のもとで八ッ場ダム建設事業の「建設継続」の方針が決定され、「平成24年度予算」に八ッ場ダムの「本体工事の準備に必要な関連工事費等」（以下「本体関連工事費」という。）が計上されたが、いわゆる「官房長官裁定」により、本体関連工事費の予算執行に際しては、利根川水系河川整備計画の策定及びダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案を第180回通常国会に提出することが求められた。そして、同案は第180回通常国会会期中に提出されたが、「審査未了」で廃案となっている。

国土交通省関東地方整備局では、官房長官裁定で本体関連工事費の予算執行条件とされた「利根川水系河川整備計画」の策定作業を進めてきたが（なお、平成24年12月の衆議院議員総選挙の結果、自由民主党・公明党が政権与党に返り咲き、八ッ場ダム建設事業については、国土交通省において適切に対処することとしており、官房長官裁定にかかわらず、早期完成に向けた取り組みを進めるとの見解が示されている。）、学識経験を有する者、関係住民等及び関係都県知事からの意見聴取など河川法が規定するプロセスを経て（乙509号証）、平成25年5月15日に、八ッ場ダム建設事業について明記された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」（以下「整備計画」という。）が策定され公表された（乙508号証の2<54・61頁>）。

なお、整備計画の策定に先立ち、関東地方整備局は、平成25年4月24日に整備計画（案）を作成のうえ、河川法16条の2第5項に基づく関係都

県知事への意見聴取を行ったが（乙509号証）、関係都県知事からの意見は、整備計画（案）に対する異議はなく、早期整備を望む旨の意見であった（乙510号証）。

このように、八ッ場ダム建設事業については、当時の民主党政権下での前原元国土交通大臣の八ッ場ダム建設事業の中止表明に始まり、ダム建設事業の検証、前田元国土交通大臣の事業継続の対応方針の決定、八ッ場ダム建設事業が位置付けられた整備計画の策定など、平成25年5月までの3年9ヶ月に渡る糾余曲折を経てきたところであるが、首都圏さらにはわが国全体の社会・経済活動にとって、治水・利水の両面から重要な意義をもち、さらには、地元住民等の長年にわたる議論と苦渋の選択により受け入れられた八ッ場ダムの早期完成に向けて、関東地方整備局及び関係1都5県は、連携を図りながら一歩一歩着実に取り組んでいる。

以上については、被控訴人らの平成22年10月14日付け上申書、上申書2ないし4を併せてご参照頂きたい。

以上

別紙 1

図 1-1 千葉関連4地区工業用水道の安定水源・1日最大給水量・契約水量

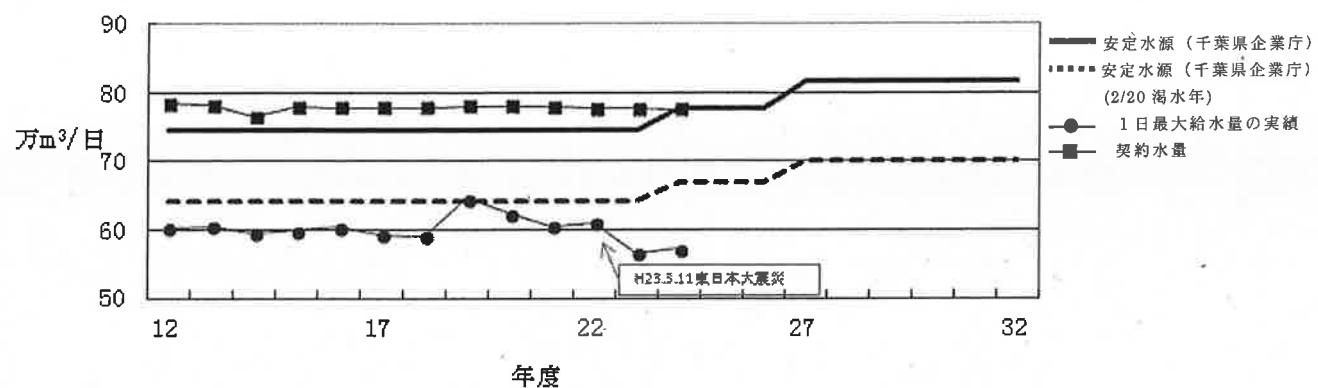


図 1-2 甲 95 号証の 22

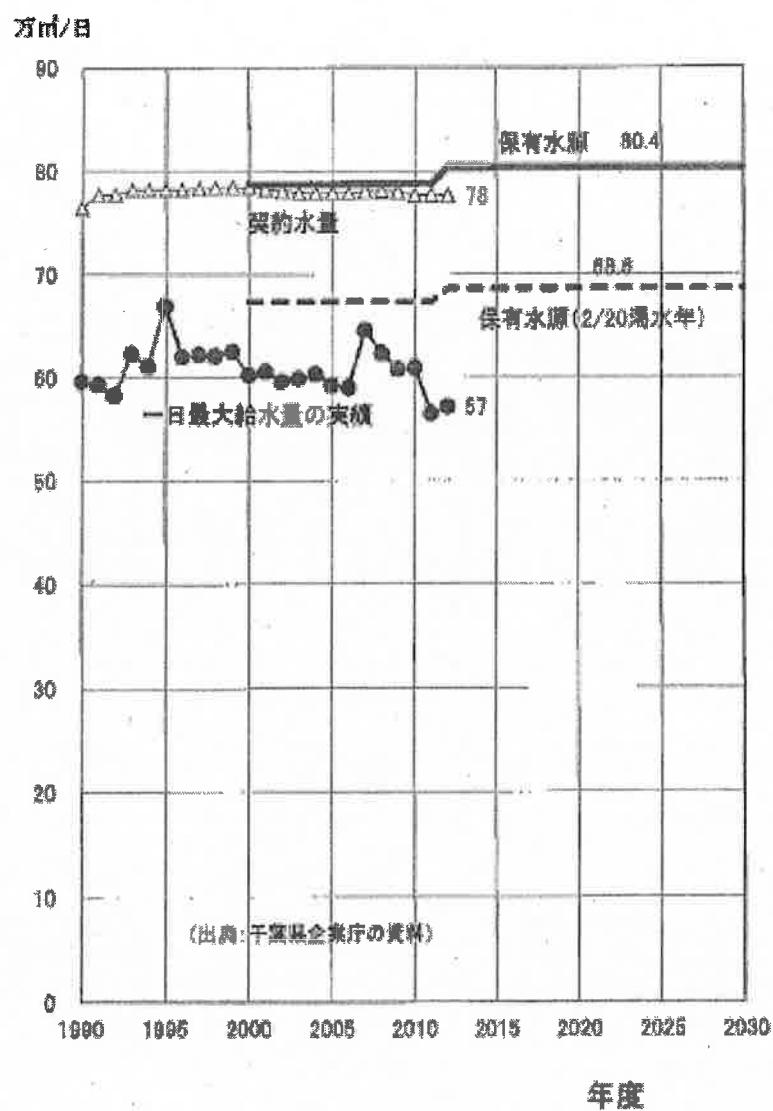


図2-1 千葉県水道局の給水人口の実績・予測値及び鳴津独自の理屈を基にした予測値

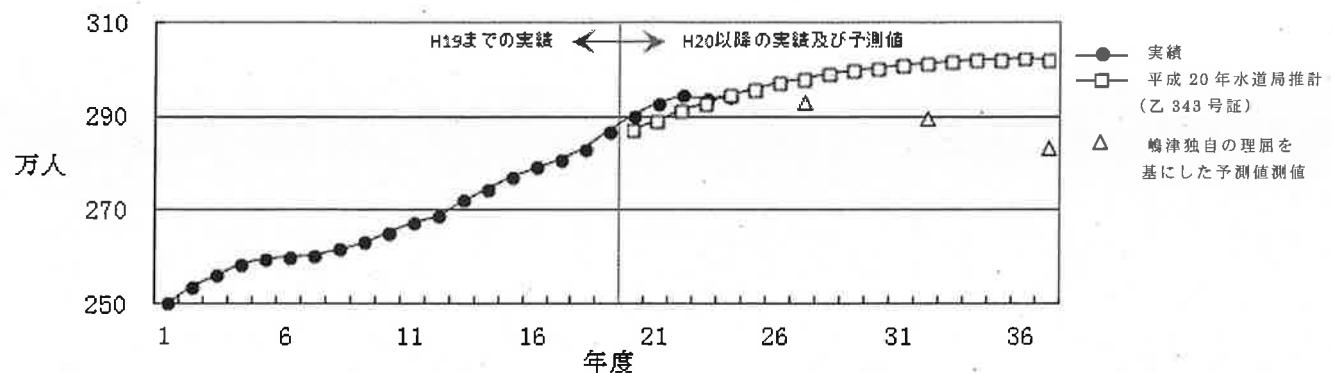


図2-2 甲95号証の2

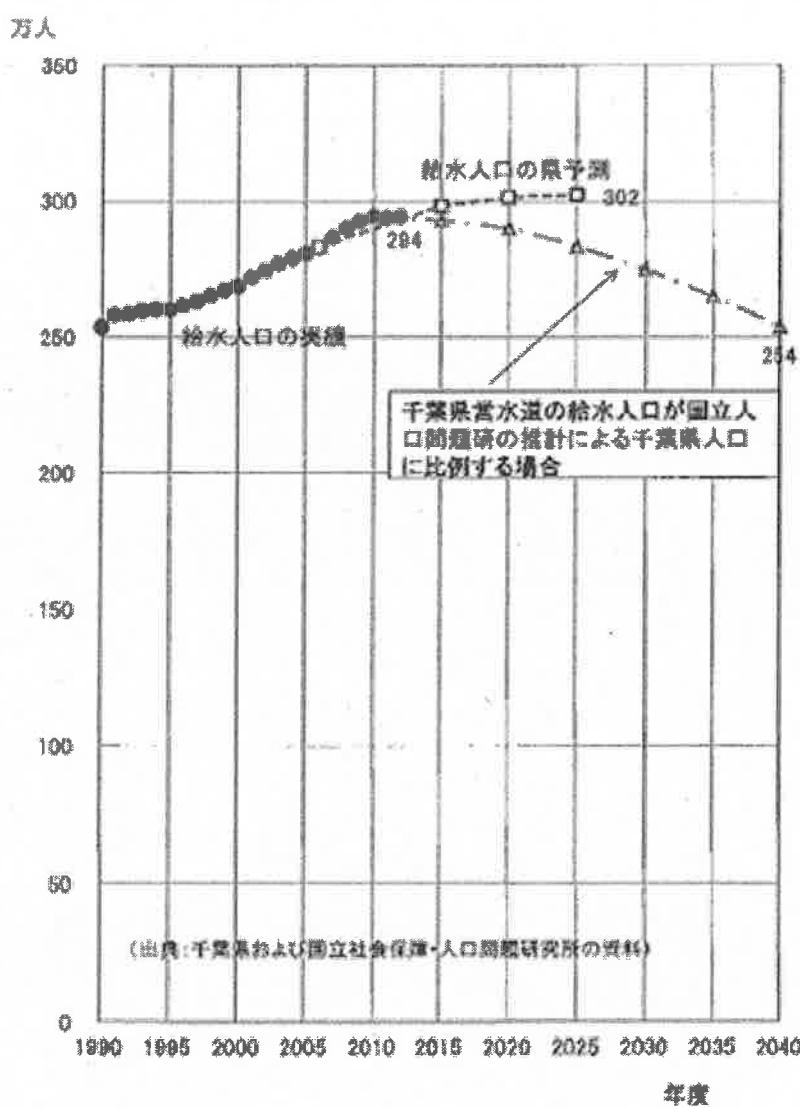


図 3－1 千葉県水道局の1人1日最大給水量の実績・予測値

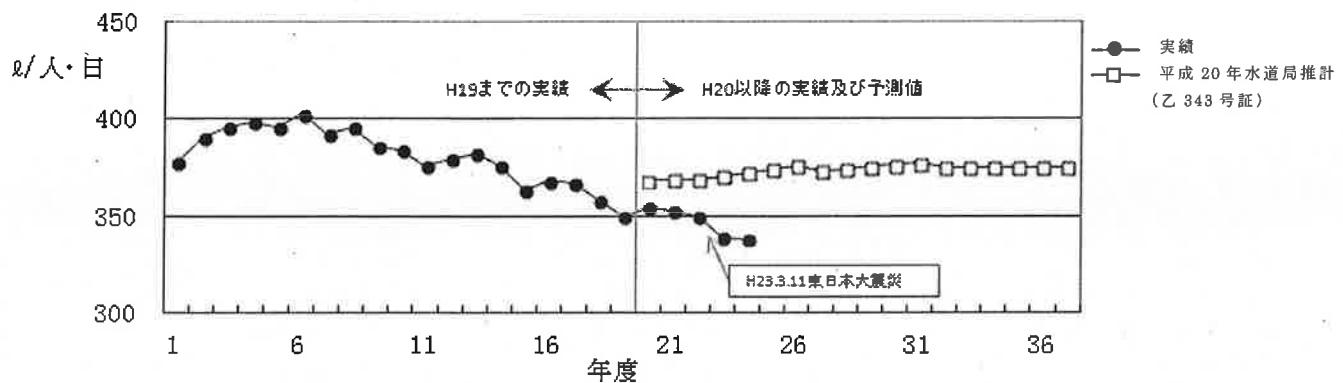


図 3－2 甲 95 号証の 3

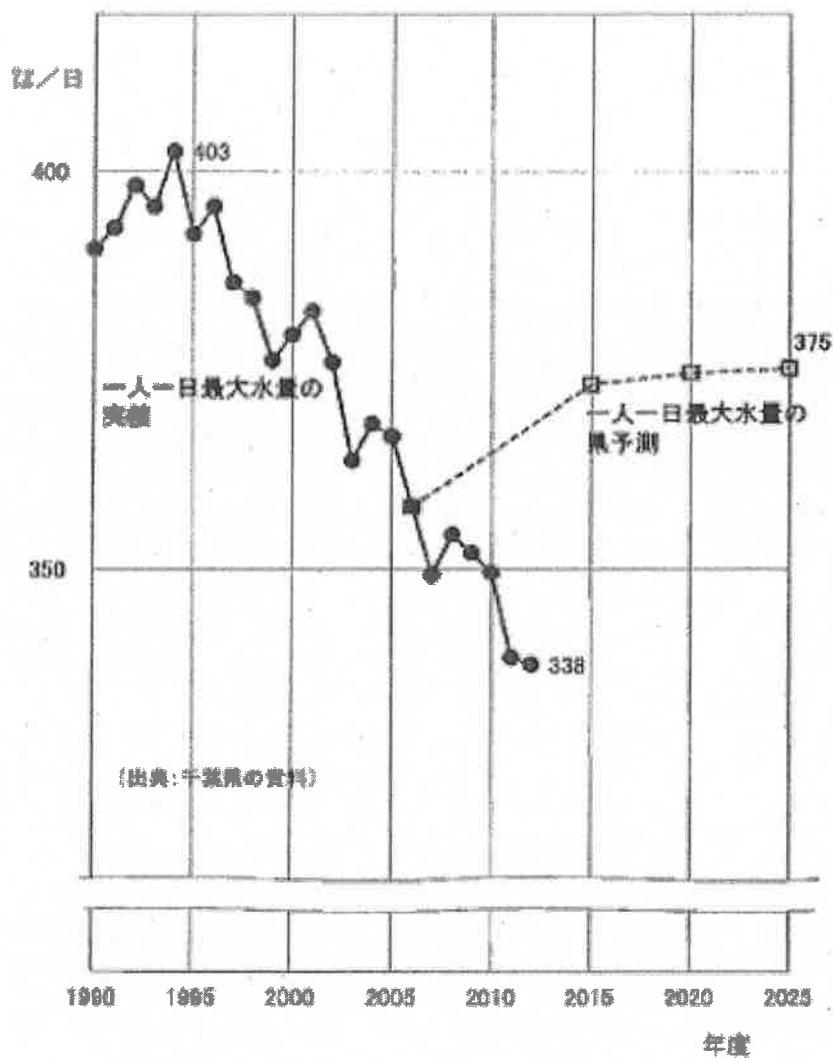


図 4-1 千葉県水道局の1日最大給水量の実績・予測値及び鳴津独自の理屈を基にした予測値

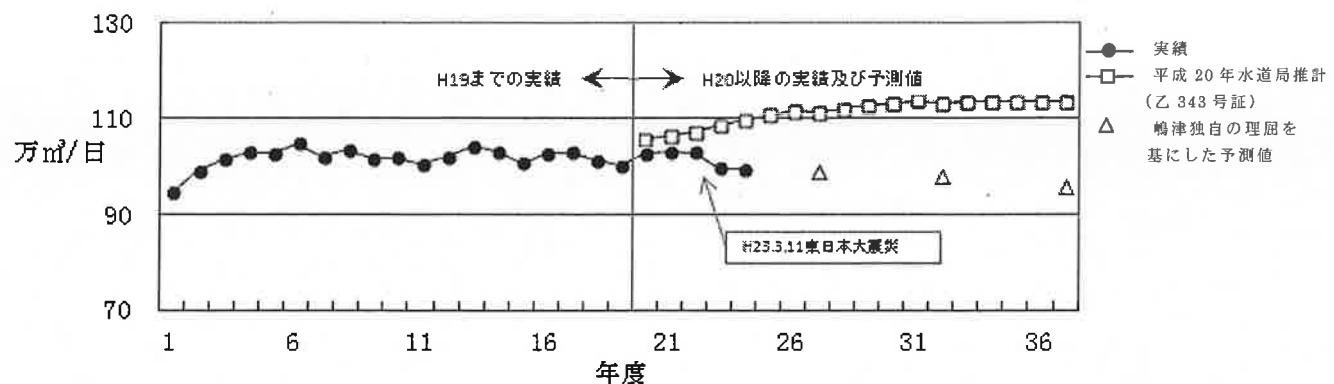


図 4-2 甲 95 号証の 7

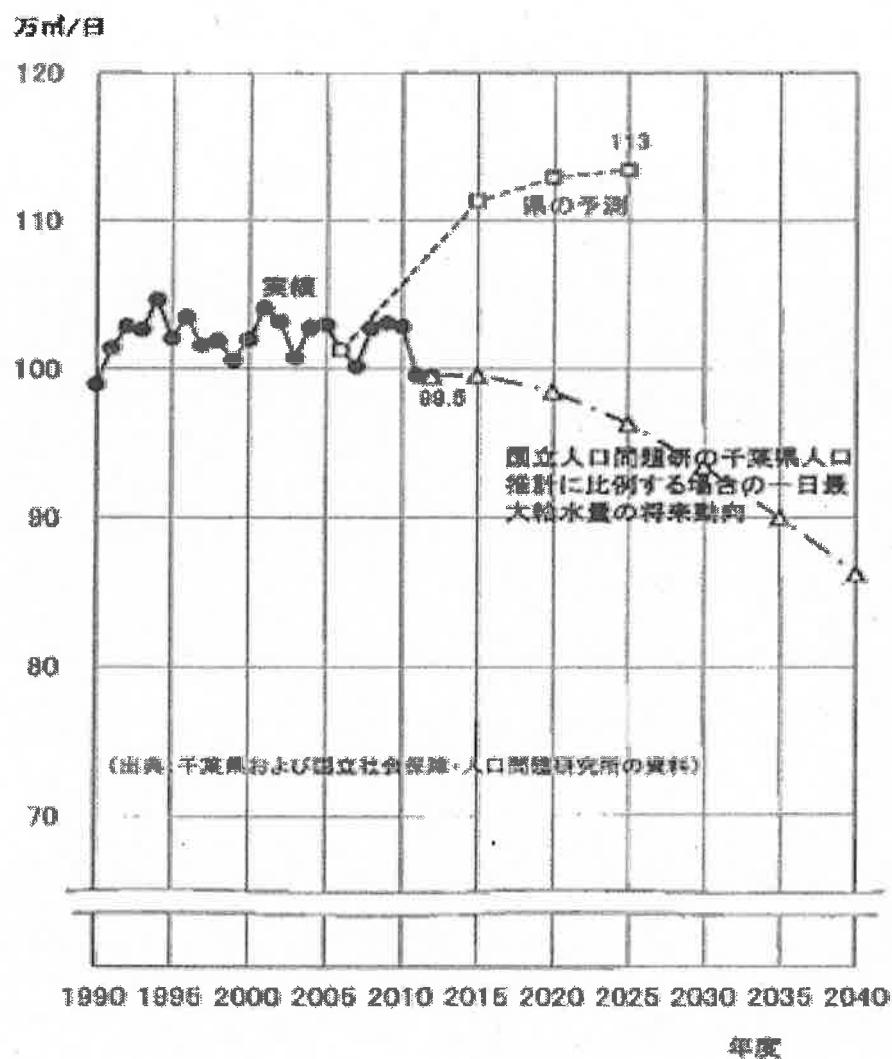


図 5－1 千葉県水道局の安定水源・将来の水需要及び鳴津独自の理屈を基にした予測値

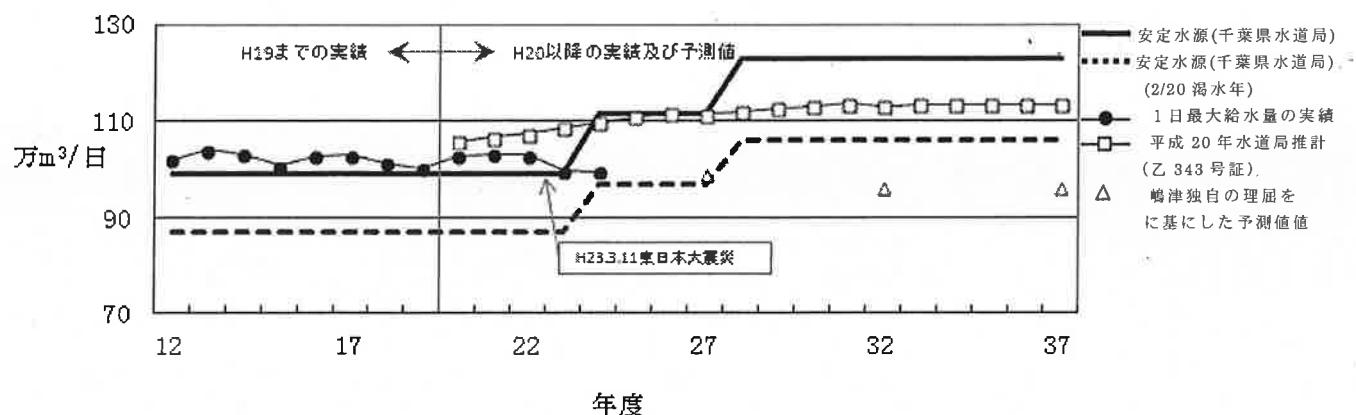
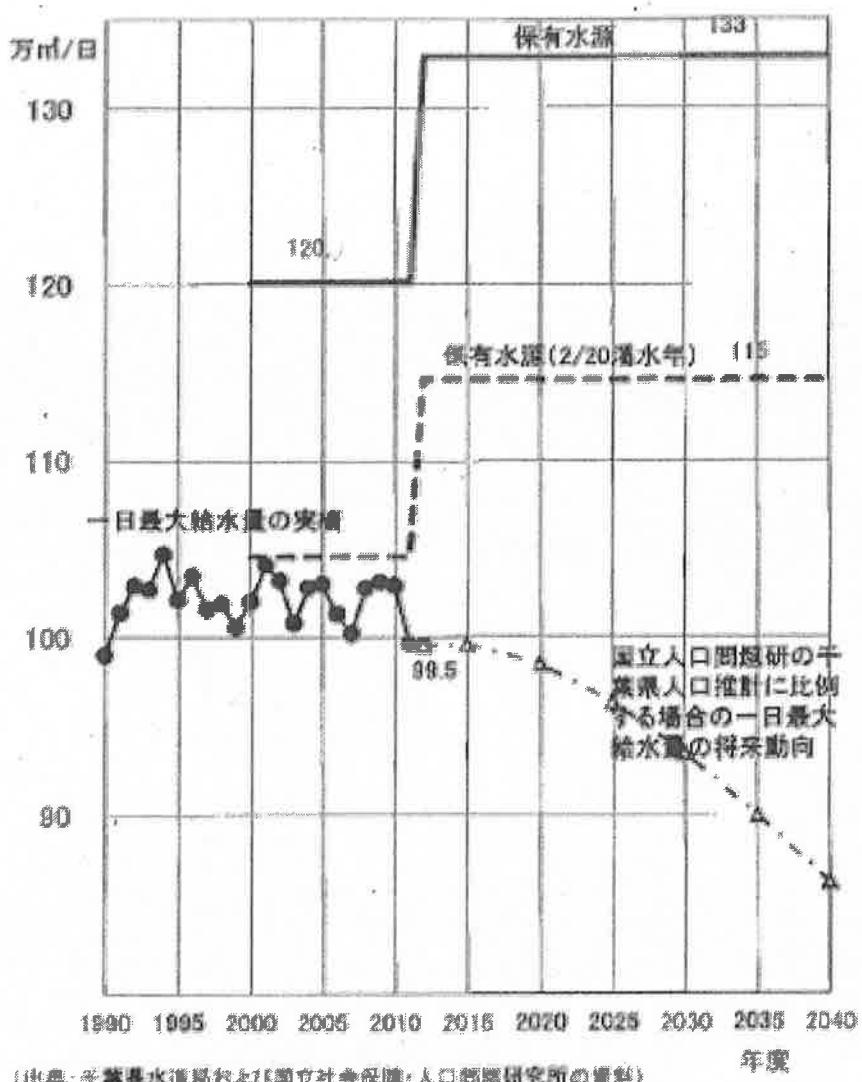


図 5－2 甲 95 号証の 1 4



(出典: 千葉県水道局および国立社会保障・人口問題研究所の資料)